

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月26日

【事業年度】 第112期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 昌孝

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 前田 祥治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 前田 祥治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	61,694	69,362	80,975	73,383	89,201
純営業収益 (百万円)	59,767	67,041	78,249	69,598	86,692
経常利益 (百万円)	700	12,548	12,979	6,346	18,397
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,763	9,094	13,150	1,953	10,189
包括利益 (百万円)	547	12,991	13,593	2,649	16,670
純資産額 (百万円)	160,404	172,684	185,568	181,348	192,935
総資産額 (百万円)	1,113,313	1,416,569	1,581,231	1,056,020	1,400,360
1株当たり純資産額 (円)	630.24	666.65	694.86	679.99	718.21
1株当たり当期純利益 (円)	11.04	36.62	52.94	7.85	40.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	36.62	52.79	7.84	40.69
自己資本比率 (%)	14.1	11.7	10.9	16.0	12.8
自己資本利益率 (%)	1.7	5.6	7.8	1.1	5.8
株価収益率 (倍)	22.3	11.1	7.6	46.6	14.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,945	73,074	5,672	107,307	12,814
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,686	12,397	23,011	18,620	42,571
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,227	104,805	32,355	57,593	4,530
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	63,201	81,950	98,442	130,423	96,651
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	2,534 [485]	2,442 [460]	2,847 [496]	2,747 [489]	2,655 [497]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 2020年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	17,912	8,244	15,395	12,138	13,782
経常利益 (百万円)	10,967	264	6,811	3,737	4,224
当期純利益 (百万円)	10,796	213	6,349	3,814	2,111
資本金 (百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
発行済株式総数 (株)	260,582,115	260,582,115	260,582,115	260,582,115	260,582,115
純資産額 (百万円)	110,103	109,030	109,451	107,870	107,188
総資産額 (百万円)	204,117	206,114	251,859	234,652	230,838
1株当たり純資産額 (円)	441.38	437.21	438.30	431.09	426.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	8.00 (4.00)	22.00 (8.00)	24.00 (10.00)	16.00 (8.00)	28.00 (12.00)
1株当たり当期純利益 (円)	43.16	0.86	25.56	15.34	8.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	0.86	25.49	15.31	8.43
自己資本比率 (%)	53.7	52.7	43.3	45.7	46.2
自己資本利益率 (%)	10.0	0.2	5.8	3.5	2.0
株価収益率 (倍)	5.7	470.9	15.8	23.9	71.9
配当性向 (%)	18.5	2,558.1	93.9	104.3	330.6
株主資本配当率 (%)	1.8	5.1	5.5	3.7	6.6
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	130 [25]	153 [51]	145 [65]	175 [54]	152 [50]
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	63.3 (90.5)	108.5 (128.6)	114.0 (131.2)	108.7 (138.8)	176.3 (196.2)
最高株価 (円)	431	442	447	412	645
最低株価 (円)	204	211	368	336	349

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

3 2021年3月期の1株当たり配当額は、普通配当18円及び記念配当4円の合計額であります。

4 2020年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1929年6月	株式会社高山商店設立。
1930年8月	東京株式取引所一般取引員の免許取得。
1944年4月	日本証券取引所取引員の免許取得。
1947年1月	商号を六鹿証券株式会社に変更。
1948年9月	証券取引法による証券業者登録。
1949年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
1961年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
1964年10月	株式会社六鹿商店と合併。
1968年4月	証券取引法の改正による証券会社の免許制移行に伴う証券業の免許取得。
1969年12月	商号を東京証券株式会社に変更。
1981年10月	遠山證券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
1984年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
1987年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
1989年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第一部指定。
1990年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
1998年12月	証券取引法の改正による証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。
2000年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社に変更。 東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・とちぎんＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
2005年7月	東海東京ファイナンス&リアルエースト株式会社(現・東海東京アセットマネジメント 持分法適用関連会社)設立。
2005年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
2006年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
2007年1月	Tokai Tokyo Securities Europe Limited(現・連結子会社)設立。
2007年6月	東海東京ＳＷＰコンサルティング株式会社(現・東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 連結子会社)設立。
2007年7月	ワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)を株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資により設立。
2007年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
2008年2月	Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.(現・連結子会社)設立。
2008年5月	浜銀ＴＴ証券準備株式会社(現・浜銀ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2008年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
2008年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・東海東京証券株式会社 連結子会社)設立。
2009年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。 東海東京証券分割準備株式会社が商号を東海東京証券株式会社に変更。
2009年9月	西日本シティＴＴ証券準備株式会社(現・西日本シティＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2010年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。 東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。
2011年1月	東海東京ファイナンス&リアルエースト株式会社(存続会社)と株式会社東海東京投資顧問が合併し、商号を東海東京アセットマネジメント株式会社に変更。
2011年3月	Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社設立。

年月	沿革
2013年1月	池田泉州TT証券準備株式会社(現・池田泉州TT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2015年3月	Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.(現・持分法適用関連会社)設立。
2015年8月	オールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社(現・オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年4月	ほくほくTT証券準備株式会社(現・ほくほくTT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年5月	Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。
2017年3月	株式会社ETERNAL(現・連結子会社)の株式取得。
2017年9月	ピナクル株式会社の株式取得。
2018年4月	十六TT証券設立準備株式会社(現・十六TT証券株式会社 持分法適用関連会社)の設立。
2018年6月	株式会社お金のデザイン(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2018年12月	ピナクルTTソリューション株式会社(2024年4月TTソリューション株式会社に商号変更)設立。
2019年7月	資産管理プラットフォーム準備株式会社(現・株式会社TTデジタル・プラットフォーム 連結子会社)設立。
2019年9月	東海東京証券株式会社(存続会社)と高木証券株式会社が合併。
2019年11月	3.0証券準備株式会社(現・CHEER証券株式会社 連結子会社)設立。
2020年6月	Hash DasH Holdings株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2021年3月	Digital Platformer株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2021年4月	エース証券株式会社の株式を公開買付けにより追加取得。同社及び同社子会社の丸八証券株式会社(現・連結子会社)を連結子会社化。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。 名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプレミアム市場へ移行。
2022年5月	東海東京証券株式会社(存続会社)とエース証券株式会社が合併。
2023年12月	株式会社お金のデザインに東海東京アセットマネジメント株式会社の全株式を現物出資し同社を持分法適用関連会社化。
2024年3月	株式会社東海東京調査センター(存続会社)と東海東京アカデミー株式会社が合併し、商号を株式会社東海東京インテリジェンス・ラボに変更。 ピナクル株式会社の全株式を譲渡。

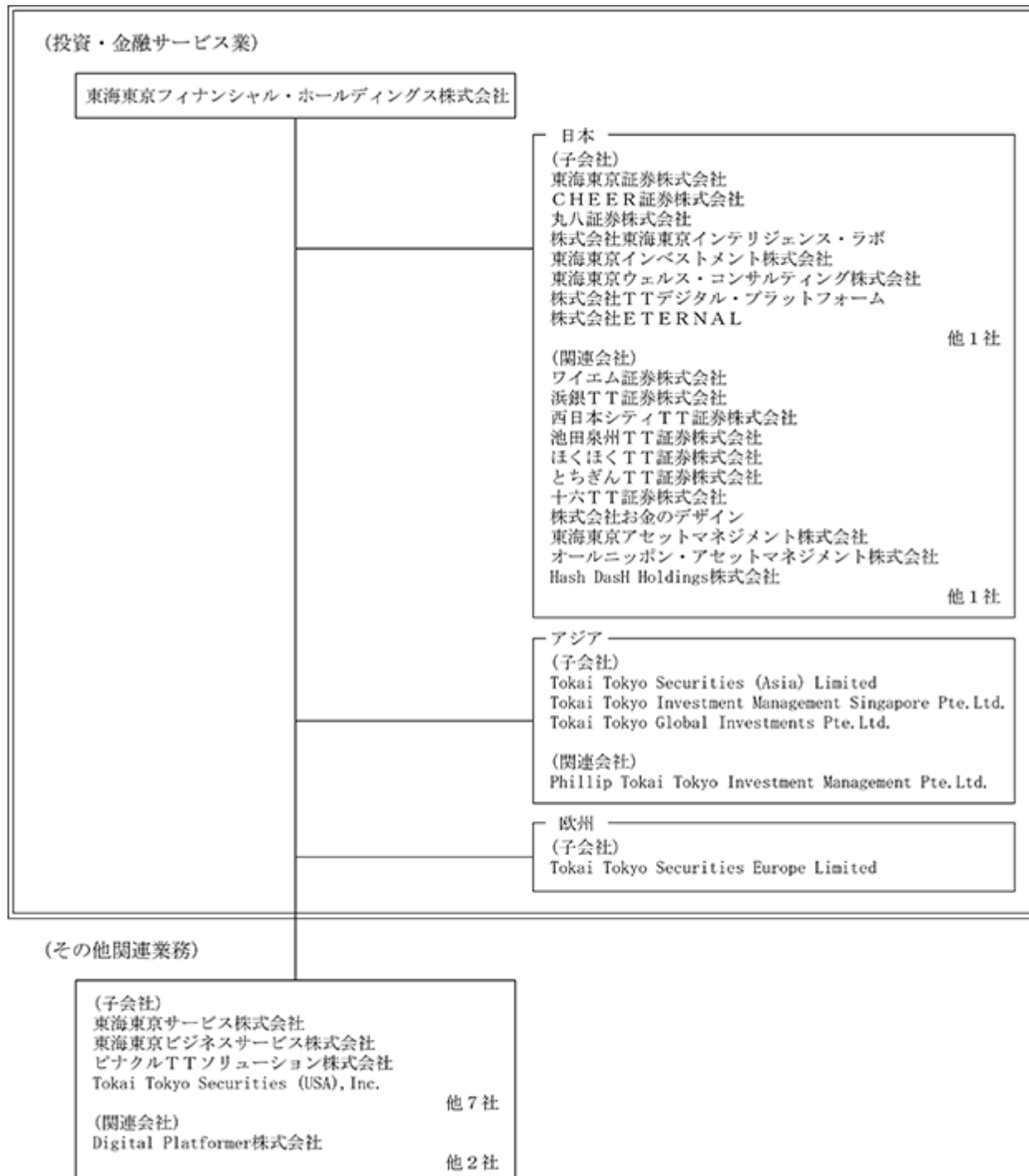
(注) 2024年6月 東海東京証券株式会社(存続会社)とTTソリューション株式会社が合併。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社24社及び関連会社16社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社 (注)3、4、12	名古屋市中村区	6,000	金融商品取引業	100		経営指導・管理 資金の貸付 店舗等の賃借 役員の兼任 2名
C H E E R証券株式会社	東京都中央区	100	金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
丸八証券株式会社 (注)1、3、5	名古屋市中区	3,751	金融商品取引業	44		役員の兼任 なし
株式会社東海東京インテリジェ ンス・ラボ (注)7、8	名古屋市東区	50	情報サービス業 金融商品取引業 教育・研修業	100		経営指導・管理 役員の兼任 2名
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャピ タル業務、有価証券の 運用	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 1名
東海東京ウェルス・コンサル ティング株式会社	名古屋市中村区	100	コンサルティング 業、宅地建物取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 2名
東海東京サービス株式会社	名古屋市東区	30	不動産の賃貸・管 理、事務代行業務	100		経営指導・管理 事務委託 役員の兼任 1名
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバックオ フィス業務の受託	80		経営指導・管理 役員の兼任 1名
株式会社T Tデジタル・プラッ トフォーム	東京都中央区	100	電子決済等代行業、 アプリの企画・運 営・開発等による各 種情報提供サービス	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 1名
株式会社E T E R N A L	東京都港区	50	生命保険・損害保険 代理店事業	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 2名
株式会社メビウス	大阪市中央区	110	生命保険・損害保険 代理店事業	100 (100)		役員の兼任 なし
ビナクルT Tソリューション 株式会社 (注)10、12	東京都港区	60	事業承継M & Aアド バイザリー業務	100		資金の貸付 役員の兼任 1名
マフォロバ株式会社	東京都港区	10	M & Aマッチングプ ラットフォームサー ビス運営	100		資金の貸付 役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	中国 香港	千 香港ドル 115,000	証券業	100		債務保証
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の被引受
Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	資産運用業	100		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 20,000	有価証券の運用	100		調査の委託 資金の貸付 役員の兼任 1名
東海東京インキュベーション 投資事業有限責任組合	東京都中央区	875	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
東海東京インキュベーション 2号投資事業有限責任組合	東京都中央区	918	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	4,856	会社型投資信託	58 (58)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	4,295	会社型投資信託	58 (58)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 66,583	会社型投資信託	72 (72)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 31,525	会社型投資信託	72 (72)		役員の兼任 なし
(持分法適用関連会社)						
ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
浜銀ＴＴ証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
西日本シティＴＴ証券株式会社	福岡市中央区	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
池田泉州ＴＴ証券株式会社	大阪市北区	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
ほくほくＴＴ証券株式会社	富山県富山市	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
とちぎんＴＴ証券株式会社	栃木県宇都宮市	1,001	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
十六ＴＴ証券株式会社	岐阜県岐阜市	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
株式会社お金のデザイン (注)11	東京都千代田区	100	金融商品取引業	22		役員の兼任 なし
東海東京アセットマネジメント 株式会社 (注)6	東京都中央区	50	金融商品取引業	[100]		資金の貸付 役員の兼任 2名
オールニッポン・アセットマネ ジメント株式会社	東京都中央区	1,191	金融商品取引業	27		役員の兼任 1名
Hash DasH Holdings株式会社	東京都千代田区	1,690	金融持株会社	34		役員の兼任 なし
Hash DasH株式会社	東京都千代田区	600	金融商品取引業	[100]		役員の兼任 なし
株式会社CRUDIST	東京都千代田区	4	システム開発	[66]		役員の兼任 なし
Digital Platformer株式会社	東京都千代田区	100	システム開発・提供	22 (22)		役員の兼任 なし
Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 3,000	資産運用業	40		役員の兼任 なし
フジタＴＴインパクト1号投資事 業有限責任組合	愛知県豊明市	760	投資事業組合	26 (26)		役員の兼任 なし

- (注) 1 有価証券報告書の提出会社であります。
- 2 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。なお、関係会社が投資信託等の場合については、出資比率を記載しております。
- 3 特定子会社に該当しております。
- 4 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	78,534百万円
(2) 純営業収益	75,332百万円
(3) 経常利益	17,067百万円
(4) 当期純利益	11,120百万円
(5) 純資産額	117,438百万円
(6) 総資産額	1,263,841百万円

- 5 所有割合は、100分の50以下であるものの実質的に支配しているため子会社としております。
- 6 2023年12月29日付で東海東京アセットマネジメント株式会社は、株式会社お金のデザインへの現物出資により、連結子会社から持分法適用会社へと変更しております。
- 7 2024年3月1日付で株式会社東海東京調査センターと東海東京アカデミー株式会社は株式会社東海東京調査センターを存続会社とする吸収合併をしております。
- 8 2024年3月1日付で株式会社東海東京調査センターは、株式会社東海東京インテリジェンス・ラボに商号変更しております。
- 9 2024年3月29日付でピナクル株式会社は、当社が保有する全株式を譲渡したため、連結子会社から除外しております。
- 10 2024年4月8日付でピナクルTTソリューション株式会社は、TTソリューション株式会社に商号変更しております。
- 11 2024年5月15日付で株式会社お金のデザインは第二種金融商品取引業の登録を行っております。
- 12 2024年6月13日付で東海東京証券株式会社とTTソリューション株式会社は、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,655 [497]

- (注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2024年3月31日現在の人員は9名であります。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
152[50]	40歳2ヶ月	3年2ヶ月	7,245,450

- (注) 1 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には執行役員(当事業年度末13名)を含めておりません。
- 4 上記のほか東海東京証券株式会社に勤務する従業員44名が当社従業員を兼務しております。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス社員組合(組合員1,755名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属しておりません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社である当社と主要な事業を営む連結子会社である東海東京証券株式会社の2社を開示対象といたします。

2024年3月31日現在

名称	管理職に占める 女性労働者の 割合 (注) 1、3	男性労働者の 育児休業 取得率 (注) 2、3	労働者の男女の賃金の差異(注) 1		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
当社	20.9%	100%	73.0%	74.9%	53.9%
東海東京証券株式会社	17.2%	38.5%	70.7%	73.2%	48.8%
2社の合算	17.5%	40.0%	70.8%	73.3%	48.8%

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出しております。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規程に基づき、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出しております。

3 管理職に占める女性労働者の割合と男性労働者の育児休業取得率には、正規雇用労働者と継続雇用嘱託のうち、この2社への出向者を含み、2社から社外への出向者を除いて算出しております。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

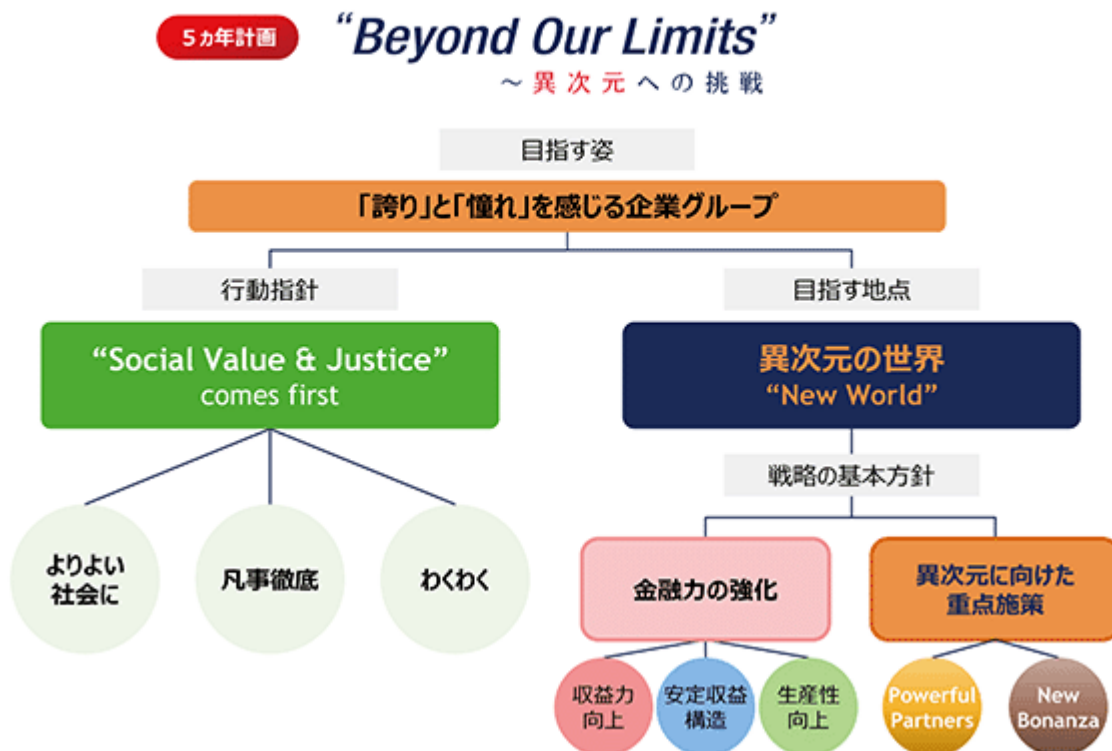
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの中期経営計画の状況

当社グループを取り巻く経営環境は、大きく変化してきております。AI、ブロックチェーンといったテクノロジーがますます事業展開に欠かすことができない存在となってきている一方、環境への配慮や社会的責任を企業がどのように果たしていくか等、サステナビリティ経営が企業に強く求められるようになりました。わが国証券ビジネスにおいては、手数料体系の変化や規制・制度改革、デジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」)の加速等により、ビジネスモデルの在り方が大きく変容してきております。また、「資産所得倍増計画」への貢献、ポートフォリオ提案やソリューションビジネス等、これまで以上にゴールベースアプローチを意識した営業方針への転換が課題としてあげられます。

そのような環境下、当社グループでは、2022年4月より5カ年の中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」(以下「本計画」)を策定し、推進しております。本計画は、「『誇り』と『憧れ』を感じる企業グループ」となるために、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として、「異次元の世界」への到達に挑戦するものです。そのための戦略の基本方針として、「金融力の強化」と「異次元に向けた重点施策」を掲げ、「金融力の強化」においては、収支構造改革への取組み、安定収益基盤の拡大を強化し、「異次元に向けた重点施策」では、Powerful Partners(1)との協業、New Bonanza(2)の創出等に一層注力するとともに、デジタル分野では、当社の子会社であるCHEER証券、TTデジタル・プラットフォームにおいて先進的な金融サービスの提供やデジタル化による地域社会のDX化の推進を図っております。

中期経営計画の構造



- 1 電力会社、通信会社、金融機関、商社、不動産、大学、地方銀行、地方公共団体といったパートナー
- 2 新しい金鉱脈となるビジネスや機能

本計画2年目にあたる当連結会計年度において、グループKGIである自己資本利益率(ROE)は5.8%、預り金融資産は10.9兆円、重要なKPIである経常利益は183億円となりました。

本計画における主な課題として認識している事項、及びそれに対する取組みは以下のとおりであります。

戦略の基本方針	取組み
金融力の強化	<p><オルクドール戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> “富裕層”と“スタートアップ”を結びつける経営者コミュニティの交流の場を目指して、富裕層向けブランド「Orque d'or(オルクドール)」の3拠点目の新サロンを東京都港区南青山に開設 お客様の運用ニーズの多様化に合わせて、専任の運用担当者がオーダーメイドで運用する投資一任運用サービスの取扱いを開始し、ゴールベース型アプローチのポートフォリオ提案を提供 <p><マスアフルエント戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> 資産継承世代とのリレーションを構築し、ファミリーをトータルサポートする一元的サービスの提供を目指し、ポートフォリオ営業を推進 金融資産に応じたセグメントごとのポートフォリオ資産の提案として、インデックス運用を上回るパフォーマンスの投信を選定したアクティブファンドポートフォリオのサービスを開始 NISAに関する情報発信・相談対応等を行う総合的な組織として、「NISAセンター」を新設し、サービス提供を開始 <p><ネット&コール戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> セルフ、ネット&コール、対面へのシームレスなトスアップを図る、AIを活用した新たなコールセンターモデルを目指し、マーケティングオートメーションツール及びオウンドメディア、公式SNSの運用を開始 オペレーター教育を強化し、HDI格付けベンチマークにおいて、「問合せ窓口」・「Webサポート」の2部門で最高評価の「三つ星」を獲得
異次元に向けた重点施策	<p><Powerful Partnersとの協業></p> <ul style="list-style-type: none"> DXによる事業基盤の拡充を追求する中、ゆうちょ銀行と地域経済の活性化、及び地方創生の実現を目指した協業に関する基本契約を締結し、共同で地方自治体へ「プレミアム付きデジタル商品券」を導入 ゆうちょ銀行とスタートアップ支援の連携・協力の実現に向けた覚書を締結し、「地域のスタートアップ・エコシステム構築」の実現に向けて、本格的な協議を開始 <p><New Bonanza(新機能)の創出></p> <ul style="list-style-type: none"> 当社グループが持つ金融デジタル技術を活用した先進的なサービスを組み合わせることにより、若年・次世代の顧客層との接点拡大を狙い、当社グループのCHEER証券とお金のデザインの協業による資産運用をすべておまかせできる投資一任運用サービス「おまかせ運用」を開始 新機能の獲得による事業基盤の拡大を目指し、シンガポールの資産運用会社ICHAM Pte.Ltd.へ出資。当社グループが運用するファンドを活用した富裕層向け金融商品の組成等、強固なシナジーを創出 企業価値向上につながるDX推進の仕組みを社内に構築し、優れたデジタル活用の実績が表れている企業として「DX銘柄」に3年連続で選定
行動指針	取組み
“Social Value & Justice” comes first	<ul style="list-style-type: none"> 高度なコーポレート・ガバナンス体制やSDGsに沿った各種取組みの拡充、また「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)」提言を踏まえた情報開示の充実等が継続的に評価され、「FTSE Blossom Japan Index」の構成銘柄に選定 サステナビリティに関するマテリアリティ(優先すべき重要課題)の見直し実施 人権尊重の取組みをグループ全体でさらに推進するべく「東海東京フィナンシャル・グループ人権方針」を制定 社員の自主的なチャレンジを応援する「スポーツ支援」や社内クラブの活動支援、ウォーキングイベント・オンライン健康セミナー等、社員の健康維持・増進への積極的な取組みが評価され、「健康経営優良法人」「スポーツエールカンパニー」「東京都スポーツ推進企業」に5年連続で認定

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般

当社グループは、サステナビリティの重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向け、金融・資本市場の担い手として事業活動を通じ環境・社会課題に積極的に取組んでおります。当社グループは長年、地域に根差した社会貢献活動等を積極的に実施してまいりましたが、サステナビリティに関する取組を一層推進するべく、2020年9月に「SDGs宣言」及び「マテリアリティ（東海東京フィナンシャルグループの優先すべき重要課題）」を発表しました。2022年4月には、新たな中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」の中で、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として掲げ、経営課題としてサステナビリティに取組む姿勢を明確化しました。さらにマテリアリティを同年9月に見直し、「豊かなライフマネジメントの実現」、「イノベーション」、「パートナーシップ」、「ウェルビーイング」、「グリーン」を当社グループの重要課題と特定しています。引き続き、サステナビリティに関する取組強化を通じて、環境・社会課題の解決に貢献しながら、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

ガバナンス

当社グループにおけるサステナビリティに関する取組は、代表取締役会長が議長を務める経営会議(代表取締役会長、代表取締役社長及び関連する取締役、執行役員から構成)がサステナビリティに関する戦略策定等の意思決定を行い、社外取締役が議長を務める取締役会が監督を行う体制により推進しております。推進にあたっては、サステナビリティに関する施策の企画・実施を担当する専門部署であるソーシャル・バリュー&ジャスティス推進部が事務局を務めております。

リスク管理

当社グループにおけるサステナビリティに関するリスク管理は、代表取締役会長が議長を務める経営会議がグループ全体のサステナビリティ関連のリスクを識別、評価、管理し、結果を取締役会へ報告し、取締役会の監督を受けております。今後も引き続きサステナビリティに関連するリスクについての分析・評価の高度化に努め、リスクを回避・低減できるよう最適な管理体制の整備を一層進めてまいります。

(2) 気候変動

当社グループは、気候変動に起因する事業等のリスク及び機会を認識し、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく取組みと情報開示の拡充に取組んでおります。

ガバナンス

当社グループは、金融商品取引業者として、気候変動を含む環境問題の重要性を認識し、指針となる「環境方針」を定めた上で、取組みを進めております。気候変動関連の取組みは、経営会議及び取締役会にて報告・議論を行ったうえで推進しております。

戦略

リスク及び機会の認識

気候変動リスクには、気候変動に起因した自然災害等が資産に対して直接的に与える損害やサプライチェーンの寸断から生じる間接的な影響等の物理的リスクと、脱炭素社会への移行に向けた政策や規制等の変化が企業財務や評判に影響を与える移行リスクが挙げられます。これらのリスクが発生した場合はその性質や展開の速度等に応じて、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があることを認識しております。

リスク		機会	
移行リスク	政策・法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の排出量削減施策の厳格化や規制強化等による事業コストの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備等の導入によるエネルギーコストの削減 ・当社グループの中部地域をはじめとする強固な営業基盤及びこれまでの各地域の有力地銀との提携戦略を活かしたグリーン投資等の裾野拡大への貢献
	市場	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会への急激な移行による市場変動を受けたトレーディングによる損失発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対応に積極的な企業の株式、債券又は同企業を組み入れたファンド等への資金流入、脱炭素関連ファンドの資産価値上昇による運用資産残高の増加
	技術	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素技術の進展による産業構造及び顧客ニーズの変化に適応する商品・サービスの十分な提供及び差別化等ができないことによる、収益機会の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品の組成能力の高度化及び販売力の強化による顧客ニーズに適した商品・サービスの十分な提供、並びに個人・法人の投資家による貢献(投資)喚起とその拡充等による収益機会の増加
	評判	<ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーからの気候変動への対応要請の強化による、気候変動課題への取組みや情報開示等が不十分であることによるレピュテーションの低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低い、あるいは低減する事業に関わる投資・引受等を積極的に行うことによる当社グループの評判の獲得
物理的リスク		<ul style="list-style-type: none"> ・台風、豪雨等異常気象による取引先並びに当社グループの保有資産の損壊、社員の被災に伴う業務の中断、対応コスト等の増加、業績悪化等、ビジネスへの悪影響 	

シナリオ分析

「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)」が公表するシナリオのうち、移行リスクと物理的リスクが最小となる「秩序ある2050年脱炭素シナリオ(Orderly - Net Zero 2050)」、移行リスクが最大となる「無秩序な2050年脱炭素シナリオ(Disorderly - Divergent Net Zero)」、物理的リスクが最大となる「現状政策シナリオ(Hot house world - Current Policies)」をベースとして、当社グループの財務(費用及び収益)に与える影響について、定量・定性分析及び影響度評価を実施しました。全体としては、当社グループの財務に与える影響は限定的でありました。一方で、今後のグリーン分野への投資ニーズ拡大等を見据えたビジネス機会の創出、施策推進等の重要性を再認識いたしました。今後も引き続き、分析レベルの高度化を図ってまいります。

シナリオ分析の概要

想定シナリオ	気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS) ・秩序ある2050年脱炭素シナリオ(Orderly - Net Zero 2050) ・無秩序な2050年脱炭素シナリオ(Disorderly - Divergent Net Zero) ・現状政策シナリオ(Hot house world - Current Policies)
分析期間	2050年時点
分析方法	財務(費用及び収益)に与える影響を定量・定性分析、影響度評価
分析結果	当社グループの財務に与える影響は限定的

リスク管理

想定される具体的な気候変動リスク及び機会について経営会議において識別し、その結果を取締役会へ報告しております。今後、気候変動リスクについての分析及び評価の高度化とともに、リスクの回避、低減のため、最適な管理体制の整備を一層進めてまいります。

指標及び目標

当社グループでは、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を継続的に削減してまいりました。今後も、「2030年実質ゼロ」を目標に、現在当社グループのエネルギー使用量の約25%を占めている再生可能エネルギーの一層の利用や省エネの推進等により、さらなる削減を進めてまいります。

温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
SCOPE 1	724	681	401	454	450
SCOPE 2	2,866	2,701	2,590	2,493	2,090
SCOPE 1 + 2	3,589	3,382	2,991	2,947	2,539

温室効果ガス排出量(CO₂排出量)の集計対象は、以下のとおり。なお、2021年度は旧エース証券を追加。当社、東海東京証券株式会社、CHEER証券株式会社、株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ(旧・株式会社東海東京調査センター及び旧・東海東京アカデミー株式会社)、東海東京インベストメント株式会社、東海東京サービス株式会社(東海東京証券株式会社が入居する拠点)、東海東京ビジネスサービス株式会社、株式会社TTデジタル・プラットフォーム、東海東京アセットマネジメント株式会社

(3) 人的資本

経営戦略と人材戦略の連動を意識した取組み

当社は、ビジネスモデルの変化とともに人事制度も変化させてきました。また社会の変化とともに、柔軟性のある働き方ができる職場環境を整備してまいりました。

成長の源泉である人材をいかに確保・育成・配置を行うかが重要な経営テーマであると認識しており、2019年からジョブ型人事制度へ転換を図りました。これにより、仕事の価値と給与の連動を実現し、各ポジションの業務内容を明らかにすることで、属性・勤続年数等に関わらず、より適した人材のポジション登用やよりスムーズなキャリア採用を可能といたしました。

文化の醸成

当社は、社内公募や自己研鑽の取組みに対して手挙げ制度による仕組みを広げております。また、2年かけて65歳までの全社員を対象にキャリアデザインプログラムを実施いたしました。社員一人ひとりが自らキャリアを選択し、能動的に考えていくための環境を整えております。

2020年にHumanity Enhancement Programを創設し、プライベート支援、社内インターン、リスキリング、社外への複業留学等の多様な学習機会を提供しており、結果として、専門性・人間性が向上し魅力的な人材になると考えております。現在は、これらのメニューを拡充しながら運用しており、当社独自の制度として社員へ広く浸透しております。

今後も、人材育成や社内環境を整備することで企業価値向上につなげてまいります。

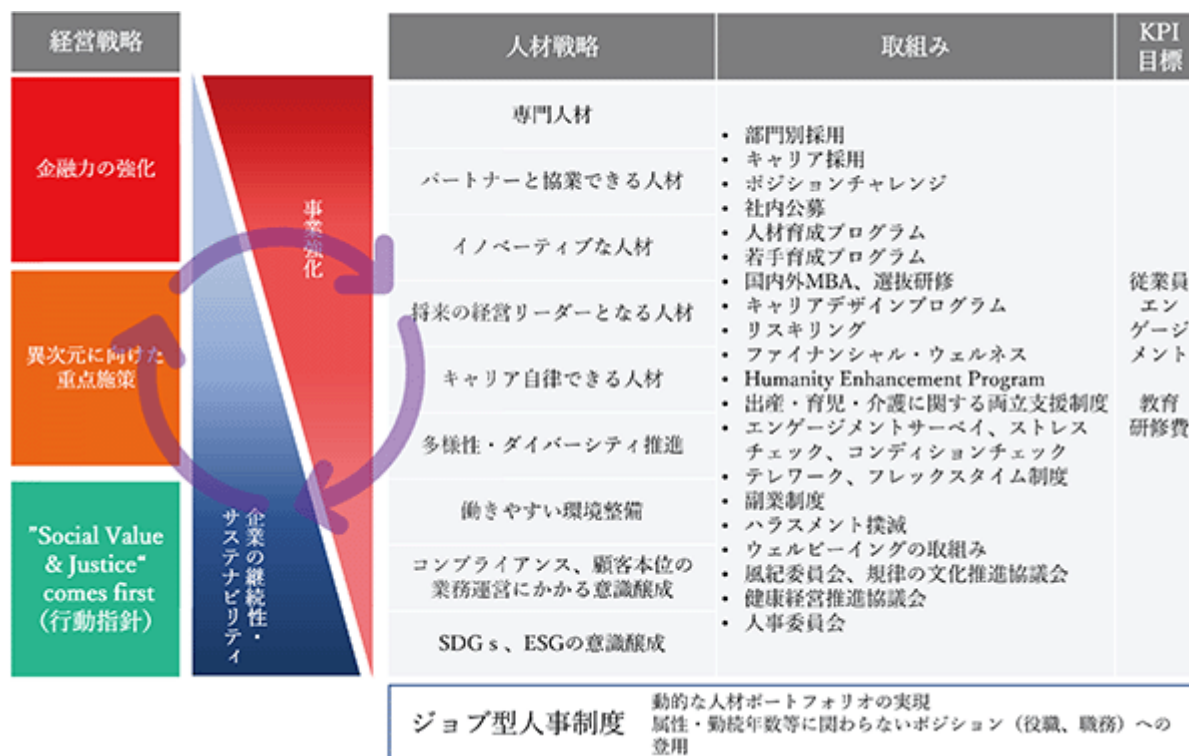
戦略

社内環境整備方針

当社では、経営戦略と人材戦略の連動について、2019年に全社員へ導入したジョブ型人事制度をベースにしております。

経営戦略でキーワードとしている「金融力の強化」、「異次元に向けた重点施策」、行動指針である「“Social Value & Justice” comes first」を実現するために、“攻め”の観点としての「事業強化」と、“持続性”の観点としての「企業の継続性・サステナビリティ」の2軸で人材戦略を定めております。それぞれの人材戦略について具体的な取組みを進め、従業員エンゲージメントの向上と、前年度の経常利益の3%を人材に投資し、育成に努めていくことをKPIとして設定しております。

なお、この2項目は中期経営計画のKPIとしても設定しております。



また、主な取組みは以下のとおりです。

	取組み	取組みの主旨・内容
採用	部門別採用	・新卒採用時から専門性の高い部門において採用（ウェルス部門、グローバル・マーケット部門、投資銀行部門、デジタル部門、IT部門、調査部門）
育成・研修 キャリア形成	社内公募	・募集されているポジションに対して自ら手を挙げキャリアを選択できる制度 2006年からスタート、今までに900名の応募があり、350名程度の異動を実現
	ポジションチャレンジ	・「キャリア選択の機会増」を実現するため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の全部長のポジションを公募
	若手育成プログラム	・新卒入社後2年間を研修期間として位置づけ、Off-JTとOJTを交えたプログラムにより顧客対応・業務スキル・各分野の専門スキルの習得機会を提供
	国内外MBA・選抜研修	・国内外MBAへの派遣、リーダー育成研修等を実施
	キャリアデザインプログラム	・全社員対象に自らの意思でキャリア形成を目指す研修の提供 ・個別相談に応じる窓口を設置
	リスキリング	・キャリア・プラスアップ制度 (現所属部署に在籍しながら、今後のキャリア形成に役立つ新たな知識・スキルを獲得するための研修)
	Humanity Enhancement Program	・会社が提供する機会以上に学びたいこと、業務以外のプライベートでも真剣に取り組みたいことへの会社支援(プライベート支援、複業留学、社内インターン、社内副業、メンター・メンティ、チームセッション)

	取組み	取組みの主旨・内容
働き方 環境	出産・育児・介護に関する 両立支援制度	・法定以上の休業期間及び短時間勤務期間を可能とする制度、柔軟な働き方を可能にするテレワーク、フレックスタイム制度、ワークデイセレクト
	エンゲージメントサーベイ ストレスチェック コンディションチェック	・従業員の状況を把握することで、より効果的な環境整備の取組みを実現
	副業制度	・当社以外での仕事を可能とすることで、社内では得ることのできない知識・スキルを身に付けることが可能になり、リテンションの効果も期待
組織体制	ハラスメント撲滅 風紀委員会・規律の文化推進協議会	・倫理観や規律に関する高い意識を持ち行動する企業風土の醸成を目指す組織体制を整備 ・規律を逸する行為について、情報を収集し、十分な調査の下、組織として適切な解決を図り、原因を検証し再発防止を企図
	健康経営推進協議会	・健康にかかる取組みや課題について協議

人材育成方針

当社における人材育成方針は以下のとおりです。

- ・金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与する人材の育成
- ・常に自分のキャリアを模索し、自律的に学び続けることができる人材の育成
- ・変化を恐れず、変化をチャンスと捉え、新たなことにチャレンジできる人材の育成

2022年度からスタートした中期経営計画『“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦』期間中の人材育成方針として、“Social Value & Justice” comes firstを常に意識し、体現できる人材の育成を実行する

2024年度の重点育成施策については、以下のとおりです。

若手社員育成の推進

- ・2年間の研修でより高度な専門知識・スキルの習得を目指し、専門部署と連携したトレーナー研修を拡充
- ・リテール2年次集合研修（資産形成支援部への集約）の実行
- ・研修と実践の反復による知識・スキル習得度の熟練化
- ・リテール専任課長を始めとする管理職に対する育成スキル向上支援
- ・当社のことを知るとともに、当社でのキャリアパスと向き合うことができるプログラムの構築
現場でのキャリア支援の浸透、リスクリング教育の拡充
- ・キャリアシート作成による自身のキャリアデザインの明確化と、キャリアシートを活用した上司との1 on 1面談ができるような制度の整備
- ・任意参加型フォローアップ研修による、社員のキャリア支援継続の実施
- ・キャリア・プラスアップ制度を継続的に実施し、社員のリスクリングに対する意識を醸成
DX人材、専門人材のさらなる育成と確保
- ・リーダー育成研修の再開
- ・当社の目指すべきデジタル人材の育成に向け、全社員のITツールスキルのレベルアップに向けた施策を拡充
- ・「ChatGPT」の業務への活用を目指した「TTDXワーキンググループ」を組成し、「生成AI」を活用した「業務効率化」の可能性を検証
- ・AI基礎知識を有し、DX推進に適した人材の育成・確保
- ・当社戦略を見据え、グローバル人材育成の要素を組み入れたリーダー育成研修プログラムの検討
- ・各部門、各分野の専門人材の育成支援
- ・国内外MBA候補者の確保

当社の教育体系は以下のとおりです。

当社は就業している全期間において、教育プログラムを幅広く提供しております。

階層・役職	若手	中堅	課長・グループリーダー（GL）	部長	役員
専門性フェーズ	探索	開発	専門性貢献		
階層別	若手育成プログラム	新任管理職研修（課長/GL）	新任部長マネジメント研修		
部門別	部門別の能力要件に応じた研修				
選抜	リーダー育成研修（ネクストリーダー→プロフェッショナル→エグゼクティブ）		海外MBA派遣		外部研修派遣
	海外大学研修者派遣/EMBA		女性社員/女性管理職 外部研修派遣		
社内公募	海外トレーナー研修		国内MBA派遣		
キャリア開発	Humanity Enhancement Program / キャリアデザインプログラム/ リスキング支援				
カフェテリア	TTスクール / eラーニング、オンライン英会話 等				
資格取得支援	AFP・資産形成コンサルタント資格等		リスキング、アップスキリング、リカレントを見据えた資格取得		
	CFP/証券アナリスト/プライベートバンカー等 業務・部門別資格取得				

指標及び目標

当社では、「第1 企業の概況 5 従業員の状況」及び上記において記載した社内環境整備方針及び人材育成方針に関する指標として、次の指標を用いております。当該指標における目標及び実績は次のとおりです。

< 「従業員の状況」記載事項に対する目標 >

当社と主要な事業を営む連結子会社である東海東京証券株式会社の2社の合算を開示対象といたします。

将来のありたい姿として、管理職に占める女性労働者の割合においては男女の社員比率と管理職比率が同率となることや、男女で同等の育児への関与ができるように男性が育児休業を取得すること、また、性別によらない公平な機会提供の実現によって労働者の男女の賃金の差異が縮小することを目指しております。

このありたい姿の実現に向けてまずは中期経営計画の最終年度に目標値を置き、取組みを進めてまいります。

指標	2022年度実績 ()	2023年度実績 ()	2026年度目標
管理職に占める女性労働者の割合	16.8%	17.5%	21%
男性労働者の育児休業取得率	34.0%	40.0%	男性の育児休業又は 育児関連休暇取得100%
労働者の男女の賃金の差異 (正規雇用労働者)	72.9%	73.3%	77%

実績は、「従業員の状況」に記載した当社及び東海東京証券株式会社の2社を合算し算出しております。

項目	今後の取組みの方向性
管理職に占める 女性労働者の割合の向上	<ul style="list-style-type: none"> 女性本人及び男性社員の意識改革 アンコンシャスバイアスの払しょく ライフイベントを考慮した女性の育成 女性の育児休業からの早期復帰 及び時短勤務労働者のフルタイムへの移行促進
男性労働者の育児休業取得率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 育児関連休暇制度の拡充 育児休業取得の義務化 祝福する雰囲気の醸成 長期休暇取得を可能とする環境整備
労働者の男女の賃金の差異の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 上記の取組みが男女の賃金の差異の縮小にもつながることを期待

<サステナビリティに記載の社内環境整備方針・人材育成方針にかかる目標>

当社では、従業員エンゲージメントと教育研修費をサステナビリティに関する目標として掲げております。

指標	2022年度実績	2023年度実績	2026年度目標
従業員エンゲージメント	40.0%	41.0%	63.0%
前年度の経常利益に占める 教育研修費の割合	4.5%	8.4%	3.0%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。また、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済情勢及び市場変動に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、株価、金利及び為替市況等の変動並びに景気後退などの国内外の経済情勢の影響を受けやすく、投資需要の減少等による手数料収入の減少やトレーディング損益の変動等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、お客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、市場の混乱等による急激な市況変動や金利変動等により金融資産の価値が変動した場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内の金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連する政省令等により登録規制、顧客勧誘規制、顧客取引規制及び自己売買規制その他の金融商品取引業者としての行為について規制されており、万が一、抵触した場合には業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

また、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、これらの法令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられるなどにより、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、近年の大幅な規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。このような状況のなかで、将来、より強力な競合先の出現等で従来と変わらぬ競争力を維持できない場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先又は発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループは、自己の計算において金融資産を保有しているほか、取引先との提携・友好関係の維持・構築を目的とした株式等の保有やお客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、元本の毀損による損失や利払いの遅延等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、大量の有価証券を保有するために多額の資金を必要とすることから、適切な流動性を確保し、財務の安全性を維持することが必要となります。しかしながら、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による当社及び東海東京証券株式会社の信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合は、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業にはコンピュータシステムは必要不可欠の設備であるため、業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用の低下による取引の減少等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オペレーショナルリスクについて

当社グループは、多様な業務を行うことに伴い、日々膨大な事務処理が発生しており、役職員が正確な事務処理を怠ること、及び事務管理上又は事務処理上のミス、事故又は不正等による損失の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止等の行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティーに係るリスクについて

当社グループは、多くのお客様等の個人情報、取引先等の重要な営業情報及び当社グループ自身の重要情報を保有しており、不正な手段や過失等によりお客様等の個人情報及び当社グループの営業情報等が流出した場合は、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用の低下により取引が減少するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は、東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区の市民生活やインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等の場合は、当社グループの事業の縮小を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、国内外で日々様々な取引が成立しており、法令、商慣習、契約及び約款等に基づく相互の認識の違い等が生じた場合、取引先との間に損害賠償請求訴訟等が生じる可能性があります。当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保に係るリスクについて

当社グループは、金融商品取引業を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材確保への競争は激しく、必要な人材の確保が困難な場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業に関するリスクについて

当社グループは、現地子会社の設置、海外の有力証券会社グループ等との提携等積極的に海外展開を図っております。展開にあたっては、弁護士等現地の専門家の助言を受けて進めておりますが、現地の法令、商慣習等に抵触した場合には、事業展開の中止、中断、縮小若しくは遅延又は社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 風評に関するリスクについて

当社グループは、お客様、取引先からの信用に大きく依存しております。そのため、憶測や必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合は、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する風評被害の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) リスク管理方針や態勢に関するリスクについて

当社グループは、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しておりますが、想定外の市場の変動、リスク管理用データの過誤・陳腐化、事業内容の変貌又は法令の改正等により、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない可能性があり、それにより損失・損害等が生じる場合は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事業の拡大に伴うリスクについて

当社グループは、グループ顧客基盤拡大やDXによる事業基盤拡充を図る観点から買収や資本提携等により業容の拡大を図ってまいりました。買収や資本提携等を成功に導くには、事業の効率的な統合等が必要となります。買収・資本提携等をした事業が、当社の予想通りの収益を計上できない可能性もあります。当社グループが当初期待した成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点が買収や資本提携等の後に発見された場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 気候変動等に関するリスクについて

当社グループでは、近年の世界各地における異常気象や自然災害による被害の甚大化を踏まえ、気候変動が当社に与える影響をよりの確に捉えTCFD提言を踏まえた情報開示を強化するとともに脱炭素社会実現に貢献する取り組みを進めてまいります。気候変動リスクとは、資産に対する直接的な損傷やサプライチェーンの寸断から生じる間接的な影響等、気候変動に起因したリスク(物理的リスク)と、脱炭素社会への移行に向けた、気候変動問題に取り組むための広範囲に及ぶ政策や規制等の変化による財務上及び評判上のリスク(移行リスク)が挙げられ、これらのリスクが発生した場合はその性質・速度等に応じて、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー等の状況は、以下のとおりであります。

(1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末の総資産は3,443億39百万円増加(前連結会計年度末比、以下(1)において同じ。)し1兆4,003億60百万円となりました。このうち流動資産は、有価証券担保貸付金が2,025億97百万円増加し5,067億6百万円となり、トレーディング商品が552億98百万円増加し3,282億16百万円となる一方、現金及び預金が339億33百万円減少し976億73百万円となったことなどから、3,327億96百万円増加し1兆3,126億77百万円となりました。また、固定資産は、投資有価証券が58億58百万円増加し517億81百万円となったことなどから、115億43百万円増加し876億82百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は3,327億52百万円増加し1兆2,074億25百万円となりました。このうち流動負債は、トレーディング商品が1,870億47百万円増加し4,229億74百万円となり、有価証券担保借入金が1,182億29百万円増加し2,643億54百万円となる一方、1年内償還予定の社債が177億7百万円減少し90億70百万円となったことなどから、3,042億12百万円増加し1兆587億20百万円となりました。また、固定負債は、長期借入金が335億円増加し1,270億円となったことなどから、固定負債合計は284億45百万円増加し1,479億19百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末の利益剰余金は52億6百万円増加し1,162億70百万円となり、純資産合計は115億87百万円増加し1,929億35百万円となりました。

(2) 経営成績

(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	委託手数料	11,018	13	715	11	11,758
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	510	602	-	-	1,112
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	2	3	6,873	20	6,900
	その他の受入手数料	241	19	5,331	7,565	13,157
	合計	11,772	639	12,919	7,598	32,929
当連結会計年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	委託手数料	17,249	14	501	16	17,783
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	558	587	-	-	1,146
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	2	4	8,125	50	8,182
	その他の受入手数料	704	15	5,983	8,422	15,126
	合計	18,515	622	14,611	8,489	42,239

当連結会計年度の受入手数料の合計は28.3%増加(前連結会計年度増減率、以下(2)において同じ。)し422億39百万円を計上いたしました。

委託手数料

株式委託手数料は56.6%増加し172億49百万円となり、委託手数料全体では51.2%増加し177億83百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は9.5%増加し5億58百万円を計上いたしました。また、債券は2.5%減少し5億87百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では3.0%増加し11億46百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、18.2%増加し81億25百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では18.6%増加し81億82百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は12.2%増加し59億83百万円、保険手数料収入は18.3%増加し53億81百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では15.0%増加し151億26百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日	自 2023年4月1日	至 2024年3月31日
株券等トレーディング損益 (百万円)	13,630		25,497	
債券・為替等トレーディング損益 (百万円)	17,656		14,941	
合計	31,287		40,439	

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は87.1%増加し254億97百万円の利益の計上となり、債券・為替等トレーディング損益は15.4%減少し149億41百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は29.3%増加し404億39百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は28.8%減少し65億23百万円を計上いたしました。また、金融費用は33.7%減少し25億9百万円を計上し、差引の金融収支は25.4%減少し40億13百万円の利益を計上いたしました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の取引関係費は7.6%増加し133億67百万円となりました。また、人件費は10.0%増加し339億28百万円、不動産関係費は2.5%増加し77億77百万円、事務費は2.9%増加し88億85百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は7.4%増加し713億87百万円を計上いたしました。

(営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は、受取配当金12億80百万円、投資有価証券評価益11億80百万円などを計上し、営業外収益の合計は18.6%減少し34億35百万円となりました。また、営業外費用は、投資事業組合運用損2億71百万円などを計上し、営業外費用の合計は66.9%減少し3億41百万円となりました。

(特別損益)

当連結会計年度の特別損益は、特別利益として9億36百万円を計上し、特別損失として10億3百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は21.6%増加し892億1百万円、純営業収益は24.6%増加し866億92百万円となり、営業利益は384.4%増加し153億4百万円、経常利益は189.9%増加し183億97百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は421.7%増加し101億89百万円を計上いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは128億14百万円の収入となりました。これは税金等調整前当期純利益が183億30百万円の黒字となり、トレーディング商品(負債)が1,870億47百万円増加し、有価証券担保借入金金が1,182億29百万円増加し、それぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(資産)が552億98百万円増加し、有価証券担保貸付金金が2,025億97百万円増加し、それぞれ支出となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは425億71百万円の支出となりました。これは、短期貸付けによる支出511億57百万円、無形固定資産の取得による支出22億49百万円、投資有価証券の取得による支出29億90百万円、短期貸付金の回収による収入128億90百万円などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは45億30百万円の支出となりました。これは短期借入金の純増減額が74億15百万円、配当金の支払による支出49億76百万円などによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は337億72百万円減少し、当連結会計年度末の残高は966億51百万円となりました。

(4) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

トレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	260,859	319,327
	株券 (百万円)	18,651	23,133
	債券 (百万円)	200,716	253,487
	受益証券 (百万円)	41,491	42,705
	デリバティブ取引 (百万円)	12,058	8,889
合計 (百万円)		272,917	328,216
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	212,558	397,368
	株券 (百万円)	9,878	9,727
	債券 (百万円)	202,667	387,569
	受益証券 (百万円)	11	71
	デリバティブ取引 (百万円)	23,368	25,605
合計 (百万円)		235,926	422,974

トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)のわが国経済は、4～6月期こそ供給制約緩和下での生産活動回復・輸出増やインバウンド需要の拡大等を背景に力強い成長を示したものの、その後は家計消費や在庫投資などを中心に、基調の弱さが目立つ展開となりました。

海外経済においては、歴史的な大幅利上げにもかかわらず堅調を維持する米国経済に対し、ドイツや英国などの欧州主要国では概ねゼロ成長が継続しました。またアジア諸国においては、インドが高い経済成長率を維持する一方で不動産不況に苦しむ中国の景気回復に勢いが見られないなど、国ごとにばらつきはあったものの、概ね高めの経済成長が維持されました。

日本株市場では、4月に28,200円台で始まった日経平均株価が夏場には一時33,700円台まで上昇しましたが、日米の金利上昇から下落に転じ、10月には一時31,000円を割り込みました。その後年末にかけてやや持ち直した日経平均株価は、年明け以降に進んだ急速な日本株再評価の下、海外投資家主導での上昇を継続、結果34年ぶりに過去最高値を更新し40,369円で3月の取引を終えています。なお、2023年4月～24年3月の東証プライム市場の1日当たり平均売買代金は4兆3,804億円(前年同期の1日当たり平均売買代金は3兆2,777億円)となっています。

米国株市場では、4月に33,200ドル台で始まったダウ平均株価が米銀破綻を受けて一時調整したものの、AI(人工知能)を巡る熱狂等を背景に5月終盤以降は反発に転じ、7月には35,000ドルを突破しました。その後は米長期金利の急伸によって10月に一時33,000ドル割れとなりましたが、早期利下げ期待等を背景に年末にかけ9週続伸し、最高値更新を継続しました。年明け以降も上昇基調を維持したダウ平均は、39,807ドルで3月の取引を終了しました。

日本の長期金利は4月に0.34%の期中最低金利で始まった後、7月と10月の日銀会合で大規模緩和策の修正が決定されると、11月には期中最高金利となる0.97%まで上昇しました。その後は米長期金利の低下とともに1月には0.55%まで低下しました。3月会合ではマイナス金利解除が決定されましたが、市場の織り込みが進んでいたことから上昇は限られ、0.7%台で3月の取引を終えました。

米国の長期金利は4月に3.51%で始まった後、7月に米政策金利が5.25～5.50%に引き上げられると一段と上昇

し、10月23日には期中最高金利となる5.01%をつけました。11月以降は政策当局の予想外のハト派的スタンスを受けた早期利下げ観測により3.78%まで急低下しました。年明けからは好調な米経済指標を背景とした利下げ後ずれ観測から上昇に転じ、4.2%台で3月の取引を終えました。

ドル円は4月に1ドル132円台で始めると、5日には期中最安値となる130円台をつけました。その後は米金利上昇に伴うドル買いや日銀の緩和策修正後の円売り安心感から、11月には151円台まで急伸びしましたが、米金利低下に伴うドル安や日銀の正常化観測から急反落に転じ、12月28日には140円台をつけました。年明けからは米利下げ後ずれ観測からドルが買われ、日銀のマイナス金利解除後も円売りが続き、3月27日には期中最高値となる151円台をつけ、同水準で3月の取引を終えました。

(2) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、自己の計算により株式及び債券等の有価証券を保有するのに多額の資金を必要とするため、十分かつ安定的な流動性を確保しております。

主な資金調達手段としては現先取引等の有担保調達、市中銀行等の金融機関借入、MTN及び短期社債の発行、コールマネー等の方法があり、資金繰り状況に応じた適切な組合せにより資金調達を行っております。

なお、東海東京証券株式会社においては、有事の際の資金調達手段として市中銀行と総額430億円のコミットメントライン契約を確保しております。また、リスク管理では関連規程に基づいて日次、週次、月次で資金繰り管理を行っている他、コンティンジェンシー・プランについても4段階の想定シナリオに基づいたリスク管理を実施しております。

(3) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する商品有価証券等及びデリバティブ取引については、時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。商品有価証券等及びデリバティブ取引については、取引所等の市場価格により時価を算定しております。ただし、市場価格がない商品有価証券等及びデリバティブ取引については、主に金利、配当利回り、原証券価格、ボラティリティ、契約期間等を基に将来のキャッシュ・フローの現在価値を見積もることにより時価を算定しており、異なる前提条件等を採用した場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合等、実質価額が著しく下落し回復可能性がないと判断した場合に減損処理を行います。

また、連結貸借対照表には、持分法適用関連会社に関するのれんが含まれております。当該のれんについても減損処理の必要性を検討する必要があると判断した場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であ

ることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、事業計画や経営環境等の前提条件が変化した場合、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主に金融商品取引業関連のシステム投資に伴いソフトウェア2,342百万円を新規取得しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。
(提出会社)

2024年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフトウェア	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)			
本店	東京都 中央区	1,285			35	1,321	152	賃借
別館	名古屋市 中村区	129				129		賃借
オルクドール・サロン AOYAMA	東京都 港区	821				821		賃借

(国内子会社)

2024年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフトウェア	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)			
東海東京証券株式会社								
本店	名古屋市 中村区	96			2,759	2,855	147	賃借
本店別館	名古屋市 中村区	3				3	59	賃借 (注)2
東京本部	東京都 中央区	0				0	359	賃借 (注)2
東京本部別館	東京都 中央区	75				75	187	賃借
城東支社	東京都 江東区	85				85	79	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	11				11	37	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	10				10	91	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	15				15	51	賃借
全店計		965	3,300	6,359.35	2,759	7,024	1,903	保有・ 賃借
CHEER証券株式会社	東京都 中央区				2,613	2,613	25	賃借

(注) 1 賃貸物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 当社から賃借しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(在外子会社)

主要な設備がないため、記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
東海東京証券 株式会社	デリバティブ管理システム 取扱商品拡充・機能追加 Ph 2 - 1	703	657	自己資金	2021年10月	2024年6月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	260,582,115	260,582,115	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミアム市場	権利内容になんら限定のない、 当社における標準となる株式で あります。 単元株式数は100株でありま す。
計	260,582,115	260,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第9回新株予約権(2017年8月28日取締役会決議)

決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与47名、従業員197名及び当社子会 社の取締役2名、合計248名
新株予約権の数(個)	1,064(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 1,064,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり673(注)2
新株予約権の行使期間	2019年10月1日～2024年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 783 資本組入額 392(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第10回新株予約権(2018年9月20日取締役会決議)

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与53名、従業員201名及び当社子会社の取締役20名、執行役員・参事・参与7名、合計283名
新株予約権の数(個)	1,272(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,272,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり687(注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 資本組入額 392(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第11回新株予約権(2019年8月26日取締役会決議)

決議年月日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名及び当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
新株予約権の数(個)	504 [464](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 504,000 [464,000]((注)1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり305(注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 資本組入額 177(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第12回新株予約権(2020年8月24日取締役会決議)

決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与42名、従業員204名、当社完全子会社の取締役23名、及び当社子会社の取締役4名、合計276名
新株予約権の数(個)	488 [456](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 488,000 [456,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり277(注)2
新株予約権の行使期間	2022年10月1日～2027年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 331 資本組入額 166(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第13回新株予約権(2021年8月23日取締役会決議)

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与46名、従業員215名、当社完全子会社の取締役26名、及び当社子会社の取締役2名、合計292名
新株予約権の数(個)	919 [907](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 919,000 [907,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり443(注)2
新株予約権の行使期間	2023年10月1日～2028年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格504 資本組入額252(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第14回新株予約権(2022年8月22日取締役会決議)

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与52名、従業員235名、当社完全子会社の取締役21名、及び当社子会社の取締役2名、合計313名
新株予約権の数(個)	1,528 [1,516](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,528,000 [1,516,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり396(注)2
新株予約権の行使期間	2024年10月1日～2029年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格441 資本組入額221(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第15回新株予約権(2023年8月28日取締役会決議)

決議年月日	2023年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与54名、従業員241名、当社完全子会社の取締役18名、及び当社子会社の取締役3名、合計319名
新株予約権の数(個)	1,574 [1,562](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,574,000 [1,562,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり504(注)2
新株予約権の行使期間	2025年10月1日～2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格568 資本組入額284(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は

株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
- 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由
吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編

行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第16回新株予約権

決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人(注)1
新株予約権の数(個)	上限1,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 上限1,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から5年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社の取締役会において、それぞれの会社の連結業績への貢献度、取締役及び使用人それぞれの貢献・グループ内の報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定するものとする。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人(使用人には当社又は子会社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本新株予約権を行使することはできない。
- イ 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年8月30日	10,000,000	260,582,115		36,000		9,000

(注) 会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		44	41	486	192	173	56,797	57,733	
所有株式数 (単元)		979,082	65,427	229,241	399,322	983	929,739	2,603,794	202,715
所有株式数 の割合(%)		37.60	2.51	8.80	15.34	0.04	35.71	100.00	

(注) 1 自己株式10,179,451株は「個人その他」に101,794単元、「単元未満株式の状況」に51株を含めて記載しております。

なお、自己株式10,179,451株は、株主名簿記載上の株式数であり、2024年3月31日現在の実保有残高は10,178,451株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	30,300,400	12.10
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	8,649,700	3.45
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	7,283,798	2.91
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	7,280,000	2.91
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.80
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区赤坂1-8-1)	5,611,890	2.24
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,800,000	1.92
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.76
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	3,686,600	1.47
計		91,049,794	36.36

(注) 上記のほか、当社が保有しております自己株式10,178,451株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合(3.91%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,178,400		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 250,201,000	2,502,010	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 202,715		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	260,582,115		
総株主の議決権		2,502,010	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が51株含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 2 - 5 - 1	10,178,400		10,178,400	3.91
計		10,178,400		10,178,400	3.91

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

また、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,728	862,764
当期間における取得自己株式	238	136,100

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他	1,450,075	571,414,134	84,000	30,747,952
(新株予約権(ストック・オプション) の行使に基づき移転した 取得自己株式)	(1,450,000)	(571,373,859)	(84,000)	(30,747,952)
(単元未満株式の買増請求により 譲渡した取得自己株式)	(75)	(40,275)	()	()
保有自己株式数	10,178,451		10,094,689	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な配当を実施することを基本方針としております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき16円とし、中間配当金12円と合わせて28円としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は68.5%、連結純資産配当率は4.0%、また、当事業年度の株主資本配当率は6.6%となりました。

なお、当事業年度以降、現在の中長期経営計画期間(2027年3月期まで)における株主配当につきましては、以下のとおりとします。

連結配当性向を50%以上とする

1株当たり年間配当金を24円以上とする

上記、のいずれか高いものを配当基準とする。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年10月31日 取締役会決議	2,992	12.00
2024年6月26日 定時株主総会決議	4,006	16.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めるとともに、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<https://www.tokai-tokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

<コーポレートガバナンス基本方針>

当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備及び株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。

当社は、株主、顧客、取引先、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。

当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。

当社は、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果断な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動などを通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員である取締役が、適法性監査に加え、妥当性監査を行うことによる監査・監督機能の強化、また、取締役会から業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任による意思決定の迅速化及び取締役会における議論の深化を目的に、「監査等委員会設置会社」を採用しております。

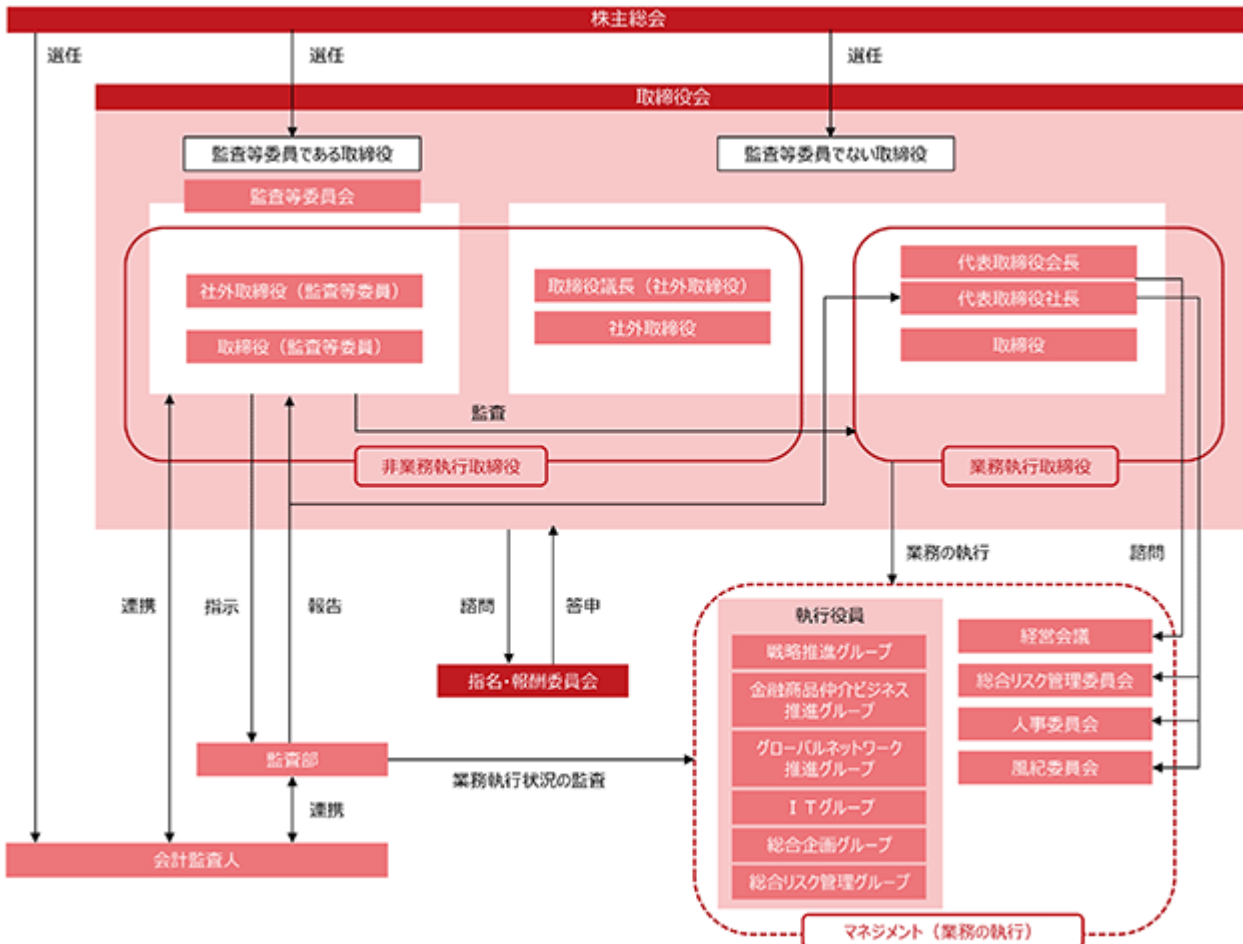
当社の取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、社外取締役5名(中山恒博(取締役会議長)、宮沢和正、山崎穰一(監査等委員)、池田綾子(監査等委員)、太田克彦(監査等委員))及び社内取締役4名(石田建昭、佐藤昌孝、北川尚子、大野哲嗣(監査等委員))の9名で構成され、取締役会議長は社外取締役が務めています。原則として月1回開催しております。取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と業務執行取締役以外の「非業務執行取締役」により構成されるものとし、業務執行を担当する取締役と主として業務執行の監督機能を担うそれ以外の取締役に役割を明確にし、取締役会の実効性の確保を図っております。また、意思決定の迅速化を図り、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

当社の監査等委員会は、社内取締役1名(大野哲嗣)、社外取締役3名(山崎穰一、池田綾子、太田克彦)で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、原則として毎月開催し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を職務としております。また、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取を通じ、業務遂行状況に関する事項の報告を受けております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を相当数招聘し、取締役会、監査等委員会における牽制機能を強化しております。

このほか、当社は、代表取締役会長、代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員で構成する機関として会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、代表取締役社長並びにその指名する取締役及び執行役員で構成する機関としてコンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則としてそれぞれ月2回、月1回開催しております。

<コーポレート・ガバナンスの体制図>



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり制定し、その遵守に努めております。

a 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査等委員会は取締役会に報告する。
- ・関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役に報告させる。
- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。代表取締役社長は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

b 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役(「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」)により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ・取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ・取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。
- ・監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、内部監査を実施し、結果等を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。監査等委員会は、その結果等につき取締役会に報告する。
- ・違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的としたグループ内部通報制度(グループコンプライアンス・ホットライン制度)を整備し、その実効性の確保に努める。
- ・反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ・当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

c 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ・取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名(再任を含む。)、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ・取締役会は、取締役候補者等の選任・解任等基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ・取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する。
- ・会社業務の全般的な執行方針を協議するため、代表取締役会長、代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。
- ・取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役は適正かつ効率的に職務の執行を行う。

e 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存及び管理する。

また、監査等委員会はそれらの情報閲覧ができるものとする。

f 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- ・総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

g 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下「補助使用人等」という。)として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
- ・監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- ・取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- ・監査部に所属する使用人の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見に基づき決定する。

h 監査等委員会への報告等に関する体制

当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。

- ・監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
- ・代表取締役社長は、グループ内部通報制度(グループコンプライアンス・ホットライン制度)の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
- ・当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・代表取締役社長及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
- ・監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ・監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」、「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範等を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しております。また、リスクの管理方針、管理方法及びリスク管理のために必要と認める事項を協議・立案する組織として、総合リスク管理委員会を設置し、その結果を取締役会へ報告・提案を行っております。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理

基本方針」、「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

また、これらの各種リスクに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

情報セキュリティ体制の整備の状況

当社は、保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「グループ情報管理基本方針」並びに「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため、「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

責任限定契約の概要

当社は取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、その前提として、株主の皆様が必要かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断をいただくために必要かつ十分な時間と機会を確保することが重要と考えております。当社は、2022年6月開催の第110期定時株主総会終結の時をもって「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を継続しない旨を決定し、現在に至っておりますが、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大量買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、同時に株主の皆様の検討の時間を確保するよう努めます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

a 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社及び子会社24社並びに関連会社16社(2024年3月31日現在)より構成され、金融商品取引業及びその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とする多様な個人営業モデルからトレーディング業務、投資銀行業務まで幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、地域金融機関や中堅・中小の証券会社等に金融商品取引業に必要な各種インフラ・機能を提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供・充実しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界を取り巻くビジネス環境は大転換期を迎え、未来を見据えた重要な戦略として、有力地方銀行との提携合弁証券会社を中心としたアライアンス戦略の拡大の他、最先端のFintech技術を駆使したデジタル戦略の本格展開、及び大手事業法人等のPowerful Partnersとの協業・基盤拡充、並びに銀行、資産運用、信託、資源などの新たなビジネス領域への進出等を推進しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、当社グループは“ Social Value & Justice ” (社会的価値の追求・社会的正義の遂行)を行動の原点とし、専門性と人間性を磨くことにより、お客様や株主の皆様からの信頼を構築し、難しい時代を切り開いていくように邁進してまいります。

b 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対して大量買付行為がなされ、当社グループの企業価値等を毀損するおそれがある場合には、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努めるとともに、独立性の高い社外取締役等の意見を踏まえた取締役会の判断の下、法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

本取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本取組み(に記載する基本方針の実現に資する特別な取組み)は、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社グループの企業価値等を継続的かつ持続的に確保、向上させるために取組むものであります。このため、当社取締役会は、本取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任決議については、会社法第341条及び同法第342条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。

取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

取締役会

当社は、原則として月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項並びに会社経営・グループ経営に関する重要事項等を決定し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務執行の監督を行っております。

当事業年度における取締役会での具体的な検討内容として、配当方針の変更、「東海東京フィナンシャル・グループ人権方針」の制定、決算承認及び配当実施の決定、経営戦略に係る進捗状況の報告、監査・リスクマネジメント・内部統制・コンプライアンスに関する状況報告等となります。

また、当事業年度において取締役会を計13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりとなります。

氏名	社内/社外 区分	2024年3月期 取締役会 出席状況(全13回)	監査等委員会及び 指名・報酬委員会の兼務状況
石田 建昭	社内	13回	指名・報酬委員会
合田 一郎	社内	13回	
林 雅則	社内	10回()	
中山 恒博	社外	13回	指名・報酬委員会
宮沢 和正	社外	10回()	指名・報酬委員会
大野 哲嗣	社内	13回	監査等委員会
井上 恵介	社外	13回	監査等委員会
山崎 穰一	社外	13回	監査等委員会、指名・報酬委員会
池田 綾子	社外	13回	監査等委員会、指名・報酬委員会

() 2023年6月28日の就任以降に開催された取締役会等への出席回数

指名・報酬委員会

当社は、取締役候補者の指名及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役候補者に関する審議、取締役の報酬制度・報酬等の水準及び個人別の報酬等の内容を審議し、取締役会に答申しております。

当事業年度における指名・報酬委員会での具体的な審議内容は、取締役候補者に関する審議、取締役及び監査等委員である取締役の報酬に関する審議、取締役賞与個人別支給額に関する審議、次期経営メンバーに関する事項の報告等となります。

当事業年度において、指名・報酬委員会を計8回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりとなります。

氏名	社内/社外 区分	2024年3月期 指名・報酬委員会 出席状況(全8回)
石田 建昭	社内	8回
中山 恒博	社外	8回
宮沢 和正	社外	6回()
山崎 穰一	社外	8回
池田 綾子	社外	8回

() 2023年6月28日の就任以降に開催された取締役会等への出席回数

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	石田 建 昭	1946年 1 月 2 日生	1968年 4 月 1992年 4 月 1994年 6 月 1996年 6 月 1998年 6 月 2001年 4 月 2002年 4 月 2003年 4 月 2004年 5 月 2004年 6 月 2005年 3 月 2006年 6 月 2009年 4 月 2014年 6 月 2016年 8 月 2019年 4 月 2021年 6 月	株式会社東海銀行入行 欧州東海銀行頭取 株式会社東海銀行取締役 同行常務取締役 東海投信投資顧問株式会社取締役社長 欧州東海銀行会長 U F J インターナショナル会長 同社社長 当社顧問 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長 最高経営責任者 (C E O) 東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者(C E O) 株式会社名古屋証券取引所取締役(現任) 一般財団法人東海東京財団代表理事(現任) 東海東京証券株式会社取締役(現任) 当社代表取締役会長(現任)	(注) 3	559,800
代表取締役 社長	佐藤 昌 孝	1961年 1 月 30 日生	1983年 4 月 2004年 4 月 2008年 4 月 2010年 11 月 2011年 10 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2013年 10 月 2014年 4 月 2015年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2018年 4 月 2019年 4 月 2020年 5 月 2020年 6 月 2021年 6 月 2023年 4 月 2023年 10 月 2024年 4 月 2024年 5 月 2024年 6 月	株式会社東海銀行入行 株式会社 U F J 銀行 アセットファイナンス室長 株式会社三菱東京 U F J 銀行小牧支社長 東海東京証券株式会社入社 投資銀行本部長付部長 同社コーポレート・ソリューション部門 副担当 同社企業金融本部副本部長 当社総合企画部長 兼 財務企画部長 当社執行役員総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長 兼 財務企画部長 当社執行役員総合企画グループ副担任 当社常務執行役員総合企画グループ担任 東海東京証券株式会社 常務執行役員企業金融本部長 同社専務執行役員リテール営業本部長 同社専務執行役員リテールカンパニー長 当社専務執行役員戦略企画グループ担任 当社副社長総合企画グループ、戦略企画 グループ、デジタル戦略グループ 管掌 当社取締役副社長総合企画グループ、戦略企画 グループ、デジタル戦略グループ 管掌 東海東京証券株式会社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社代表取締役会長 兼 当社会長補佐 同社取締役(現任) 当社社長 当社社長 兼 戦略推進グループ担任 当社代表取締役社長 兼 戦略推進グループ担任(現任)	(注) 3	131,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	北川 尚子	1968年3月9日生	1990年4月 2005年9月 2008年4月 2011年5月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2017年5月 2017年6月 2019年9月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年6月	丸万証券株式会社 入社 当社小牧支店長 当社豊田支店長 東海東京証券株式会社名古屋支店営業二部長 同社執行役員 ウェルスマネジメント本部 副本部長 同社執行役員ウェルスマネジメント本部長 同社常務執行役員 ウェルスマネジメント本部長 当社専務執行役員特命担当 高木証券株式会社副社長執行役員企画担当 同社代表取締役副社長企画管理本部長 当社専務執行役員総合企画グループ担任 東海東京証券株式会社専務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長 同社副社長 グローバル・マーケットカンパニー長 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	91,400
取締役 取締役会議長	中山 恒博	1948年1月20日生	1971年4月 1999年6月 2000年9月 2002年4月 2004年4月 2007年4月 2007年5月 2008年11月 2009年3月 2010年7月 2017年6月 2017年7月 2018年6月 2019年6月 2020年6月 2021年6月 2024年5月	株式会社日本興業銀行入行 同行執行役員 営業第一部長 株式会社みずほホールディングス 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 同行取締役副頭取 メリルリンチ日本証券株式会社顧問 同社代表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 同社代表取締役会長兼社長(兼)バンク・オブ・アメリカ・グループ在日代表 メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役会長 同社取締役 同社特別顧問 当社取締役 三井不動産株式会社取締役(現任) 当社取締役(監査等委員) 当社取締役(現任) 昭和西川株式会社取締役(現任)	(注)3	
取締役	宮沢 和正	1956年2月20日生	1980年4月 1997年4月 1999年4月 2001年1月 2006年10月 2010年1月 2017年1月 2020年4月 2020年4月 2021年10月 2023年6月	ソニー株式会社 入社 ソニー・アメリカIT事業部企画部部长 ソニー株式会社ICカード事業部 総合企画部部长 ビットワレット株式会社執行役員常務 最高戦略責任者 東京工業大学経営システム工学講師(現任) 楽天Edy株式会社執行役員 企画部長 ソラミツ株式会社COO最高執行責任者 同社代表取締役社長(現任) Digital Platformer株式会社取締役 ReNet Soramitsu Financial Technology Co.,Ltd.取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	大野 哲 嗣	1961年2月11日生	1983年4月 丸万証券株式会社入社 1992年12月 株式会社丸万ファイナンス入社 1996年8月 株式会社セントラル・キャピタル入社 2000年7月 当社入社 2003年7月 当社名古屋企業開発部長 2007年4月 当社企業ソリューション推進部長 2009年4月 東海東京証券株式会社 名古屋企業金融部長 2010年4月 同社本店営業推進部長 兼 営業推進課長 2012年4月 当社総合企画部長 2013年4月 東海東京証券株式会社東京法人第一部長 2014年4月 同社東京法人部長 2015年4月 当社財務企画部長(東海東京証券株式会社財務部長を兼任) 2017年4月 当社執行役員 財務企画部長(東海東京証券株式会社執行役員 財務部長を兼任) 2019年4月 当社常務執行役員 総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長 2020年5月 当社顧問 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) 一般財団法人東海東京財団監事(現任)	(注) 4	25,200
取締役 (監査等委員)	山崎 穰 一	1955年1月9日生	1978年4月 大蔵省入省 1985年5月 理財局国債課課長補佐 1995年1月 在大韓民国日本国大使館参事官 1997年7月 証券局証券市場課公債市場室長 1998年12月 金融再生委員会事務局 金融危機管理課長 2000年7月 主計局主計官(国土交通省、環境省担当) 2005年12月 金融庁総務企画局参事官(監督局担当) 2009年7月 東海財務局長 2010年7月 近畿財務局長 2011年7月 独立行政法人 国立印刷局 理事 2012年7月 財務省 辞職 2013年2月 農林中央金庫 監事 2013年3月 農林中央金庫 監事 2018年12月 損害保険ジャパン株式会社 顧問 2019年5月 損保ジャパンD C証券株式会社 常勤監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	池田 綾 子	1959年12月5日生	1984年4月 弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会 原後法律事務所(現 原後総合法律事務所) 1990年1月 米国ステップトロー・アンド・ジョンソン法律事務所 1991年4月 ニューヨーク州弁護士資格取得 1992年9月 濱田松本法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所)(現任) 2002年4月 司法研修所教官(民事弁護担当) 2006年4月 日本弁護士連合会事務次長 2015年4月 日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会副会長 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年3月 東京応化工業株式会社取締役(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	太田 克 彦	1953年6月30日生	1977年4月 新日本製鐵株式会社入社 1993年7月 同社資金部資金第二室長 1994年7月 同社財務部資金第一室長 1998年7月 同社財務部財務総括グループリーダー 2007年4月 同社執行役員経営企画部長 2011年6月 同社常務取締役 2013年4月 新日鉄住金株式会社代表取締役副社長 兼 グローバル事業推進本部長 2016年6月 新日鉄住金化学株式会社代表取締役社長 2019年4月 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 取締役相談役 2020年6月 同社相談役 2021年4月 学校法人成蹊学園評議員(現任) 2021年6月 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社顧問 2023年12月 同社退任 2024年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
計					807,600

(注) 1 中山恒博及び宮沢和正の2氏は、社外取締役であります。

2 山崎穰一、池田綾子及び太田克彦の3氏は、監査等委員である社外取締役であります。

3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)(以下、「監査等委員でない取締役」という。社外取締役の場合

は「監査等委員でない社外取締役」という。)の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 4 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
- 6 当社及び主要な子会社である東海東京証券株式会社の役員(執行役員等を含む。)は、男性48名 女性6名(役員のうち女性の比率11.1%)であります。

社外役員の状況

社外取締役

当社では、監査等委員でない社外取締役2名と監査等委員である社外取締役3名を選任しております。なお、監査等委員でない社外取締役である中山恒博及び宮沢和正、並びに監査等委員である社外取締役である山崎穰一、池田綾子及び太田克彦の5氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験からくる総合的な見地や専門の見地から積極的に助言及び提言等を実施し、取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

また、監査等委員である社外取締役は、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査する機能、役割を担っております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的关系がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役が所有する当社株式数につきましては、「役員一覧」に記載のとおりです。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する「独立性判断基準」を定めております。社外取締役の選任にあたっては、当該基準を満たす、当社との間に利害関係のない社外取締役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、内部監査及び会計監査に係る報告を受けるなど、業務執行に対する監督機能の充実に努めております。

監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員及び内部監査部門からの報告や会計監査人との意見交換等を通じて情報収集し、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、監査の実効性を向上させるなど、監査機能の充実に努めております。

また、社外取締役は、取締役会において内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、適正な監督又は監査に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視及び検証を前提として、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部に対する指揮・指示及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について監査しております。常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内情報の収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、会計監査人との情報の共有及び連携を図っております。また、当社は、監査部に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する補助使用人を配置しております。なお、常勤監査等委員は、当社及びグループ会社において投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。

監査等委員会は取締役会に先立ち毎月開催されるほか必要に応じて随時開催されます。当事業年度は16回開催されており、各監査等委員の出席状況及び主な決議・報告事項は以下のとおりであります。

氏名	監査等委員会 開催回数	出席回数(出席率)
井上 恵介	16回	16回(100%)
山崎 穰一	16回	16回(100%)
池田 綾子	16回	16回(100%)
大野 哲嗣	16回	16回(100%)

主な決議事項：会計監査人の再任、監査等委員会監査報告、監査等委員ではない取締役の選解任に係る意見の決定及び陳述権行使、監査等委員ではない取締役の報酬等に係る意見決定及び陳述権行使、定時株主総会提出の議案及び書類等調査結果、会計監査人の報酬等に関する監査等委員会の同意、監査等委員会監査計画策定、「内部監査の高度化に向けた組織体制等の見直しに関するご意見依頼書」に対する回答提出、当社グループにおけるハラスメント問題に係る改善要請、「中期監査計画」策定

主な報告事項：常勤監査等委員監査実施状況、事業報告及び計算書類等監査結果報告、監査等委員会活動報告等

内部監査の状況

内部監査につきましては、監査部(16名)が社内監査及び子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査等委員会は取締役会に報告しております。監査部を執行組織から分離し、監査等委員会の下に位置づけ、その独立性と実効性を確保しております。

(内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係)

内部監査と監査等委員会監査の連携状況

内部監査を行う監査部は、内部監査機能強化のため、従来から執行組織より分離されており、監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員会の下に位置づけることで、その独立性と実効性を確保しております。監査等委員会は、監査部に対し監査の指揮・指示及び監査結果等についての報告聴取を行い、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出しております。

内部監査と会計監査の連携状況

内部監査部門と会計監査人は、内部統制システムの維持・向上のため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

監査等委員会監査と会計監査の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査に努めております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

内部統制部門との関係

内部統制部門は、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人に対して、内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を行うほか、必要に応じて情報交換を行い、効果的な連携に努めております。

会計監査の状況

監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

継続監査期間

2年間

業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 福井淳

指定有限責任社員 松田好弘

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 22名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、当社グループの事業領域に精通しており、その事業領域に内在するリスクを適切に評価した監査体制を有する監査法人を選定することを方針としております。また、選定の前提条件として、会社法上の欠格事項に該当せず、独立性に問題がないこと、当社グループの監査を行える組織規模を有し、品質管理体制が整備されていること、監査報酬に透明性があることの確認を行うこととしております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から、「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」(2020年12月21日開催 監査等委員会決議)に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人の評価を行っております。評価の方法は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(平成29年10月13日)に基づき策定した評価基準(職務遂行状況及び監査体制並びに会計監査人に対する日本公認会計士協会による品質レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果)、監査法人及び財務担当部署への質問書の回答結果をもとに評価を行っております。

監査法人の異動

当社は、2022年6月28日開催の第110回定時株主総会において、次のとおり監査法人を異動しております。

- 第110期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日 連結・個別) 有限責任監査法人トーマツ
第111期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 連結・個別) 有限責任 あずさ監査法人

なお、臨時報告書(2022年5月18日提出)に記載した事項は次のとおりです。

(1)当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)当該異動の年月日

2022年6月28日(第110期定時株主総会開催日)

(3)退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2006年7月7日

(4)退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、第110期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。当社の監査等委員会は、現会計監査人の監査継続年数を踏まえ、会計監査人のローテーション制度を導入すべく、複数の監査法人から提案を受けた上で比較検討した結果、新たに有限責任 あずさ監査法人が候補者として適任であると判断いたしました。

監査等委員会は、会計監査人就任から10年経過時点で、監査実績等の評価を踏まえローテーションを検討する、「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」を2020年12月21日付で決議しております。

有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、本方針に基づき、監査に新しい視点(フレッシュ・アイ)を導入することで、馴れ合いとなることがないように質の高い監査を目指し、会計監査の透明性を担保することにより株主の利益に資するため、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	45	-	58	-
連結子会社	72	0	71	9
計	117	0	129	9

連結子会社における前連結会計年度及び当連結会計年度の非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	8	-	9	-
計	8	-	9	-

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の連結子会社である丸八証券株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に監査証明業務に基づく報酬として28百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社である丸八証券株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に監査証明業務に基づく報酬として28百万円を支払っております。

監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、監査体制、監査計画の内容・監査時間及び監査範囲等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社グループの役員報酬等の算定方法の決定に関する方針は下記のとおりであり、取締役会において決議しております。

1. 証券業を主とした金融グループとして、企業経営において重要となるコーポレート・ガバナンスのあり方の模範となる仕組みのひとつであるとして役員報酬制度を整備し、かつそれを実際に適切に運用する。
2. 企業経営の骨格を担う取締役及び執行役員に対する報酬の決定方法について、株主をはじめとしたステークホルダーに対して、透明性、説明力を備えた仕組みとする。
3. 役員に対して期待される役割、責任をきちんと喚起できるだけでなく、その任に就く役員が経営責任や業務執行責任を担うモチベーションを適切に持つことができる仕組みとする。
4. グループ各社の事業特性や位置づけを踏まえた形で、個社業績や、役員の貢献に対して適切に報いると同時に、グループ一体となった事業運営を可能とする仕組みとする。

当社は、取締役の個人別の報酬内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプション(非金銭報酬等)により構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7:3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給としております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与については、短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率(ROE)をベースとした連結業績に部門及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給することとしています。なお、賞与に関しては、中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」において、数値目標として自己資本利益率(ROE)のKGIを12%としており、当事業年度における実績値は5.8%であります。

また、ストック・オプションについては、株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、毎事業年度の一定の時期に、ストック・オプションを付与しています。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額に含めるものとしており、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会にて決定しています。なお、ストック・オプション制度の内容については、「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、社外取締役4名と代表取締役会長で構成する指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2016年6月29日開催の第104期定時株主総会において、役員報酬については取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの総額を取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額150百万円以内として決議しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役会長 石田建昭であり、指名・報酬委員会へ諮問したうえで役員報酬制度の策定や個別支給額の決定を行います。

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2024年6月26日開催の取締役会において、代表取締役会長 石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しています。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する方針、算定方法、及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。当事業年度において役員報酬については、以下のとおり審議いたしました。

- 2023年4月 取締役の報酬金額承認の件（書面開催）
- 2023年5月 2023年3月期 取締役賞与支給の件
- 2023年6月 2024年3月期 取締役及び監査等委員である取締役の月額報酬の件
- 2023年8月 当社及び子会社の業務執行取締役に対する第15回ストック・オプション付与個数の件

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。当事業年度の役員報酬については、以下のとおり審議・決定しました。

- 2023年8月 第15回新株予約権の付与対象者決定の件

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動報酬		左記のうち、 非金銭報酬等	
			賞与	ストック・ オプション		
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	252	174	74	3	3	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	20	20				1
社外役員	72	72				6

(注) 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、ストック・オプション3百万円であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				固定 報酬	業績連動報酬		左記のうち、 非金銭報酬等
					賞与	ストック・ オプション	
石田 建昭	102	取締役	提出会社	69	32	1	1

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のようにしております。すなわち、もっぱら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有している投資株式を純投資目的である投資株式として区分し、これ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係により当社の企業価値やプレゼンスの向上に資すると判断できる等、保有の合理性が認められる場合を除き、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しないことを原則としております。また、保有に伴うリスクとリターンが資本コストに見合っているか等についても合理性を精査しております。そして、これらの株式のうち、主要なものについては、保有の合理性を定期的に取り締役会で検証し、検証の結果、保有の合理性が認められないと判断された銘柄については縮減を図ります。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	45	3,157
非上場株式以外の株式	75	7,385

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	3	112

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
Kenanga Investment Bank Berhad	34,514,799	34,514,799	商品・サービスの相互提供などにより当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携契約に基づく関係性の強化を図るため	無
	1,304	1,014		
株式会社十六フィナンシャルグループ	258,100	258,100	合併証券会社運営などを目的とした「包括的業務提携に関する基本合意」に基づく関係性の強化を図るため	無
	1,236	728		
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	574,000	574,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	無
	893	486		
株式会社あいちフィナンシャルグループ	203,852	203,852	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	無
	540	438		
東亜建設工業株式会社	400,000	100,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため 株式分割により株式増加	有
	487	265		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
Bao Viet Securities Joint Stock Company	2,000,000	2,000,000	商品・サービスの相互提供などにより当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携契約に基づく関係性の強化を図るため	無
	409	216		
三井住友トラスト・ ホールディングス株 式会社	102,400	51,200	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため 株式分割により株式増加	無
	338	232		
株式会社山口フィ ンシャルグループ	215,500	431,000	合弁証券会社運営などの関係性の強化を図るため 保有株式の一部売却により株式数減少	無
	335	349		
カネ美食品株式会社	100,000	100,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	327	284		
名古屋鉄道株式会社	138,000	138,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	298	282		
国泰君安国際控股有 限公司	24,000,000	24,000,000	当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携関係の強化を図るため	無
	246	260		
ゼリア新薬工業株式 会社	110,000	110,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	234	246		
株式会社御園座	80,500	80,500	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	149	142		
株式会社大垣共立銀 行	56,400	56,400	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	有
	123	100		
名糖産業株式会社	59,300	59,300	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	105	97		
岡谷鋼機株式会社	5,000	5,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	84	51		
MS & ADインシュ アランスグループ ホールディングス株 式会社	28,500	9,500	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため 株式分割により株式数増加	無
	77	39		
株式会社ノザワ	26,000	26,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	24	17		
東邦瓦斯株式会社	7,000	7,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	24	17		
日本碍子株式会社	11,000	11,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	22	19		
水戸証券株式会社	41,000	41,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	20	11		
名港海運株式会社	10,000	10,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	16	11		
セイノーホールディ ングス株式会社	7,000	7,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	14	10		
名工建設株式会社	11,000	11,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	13	12		
愛知電機株式会社	1,600	1,600	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	6	5		
株式会社カノークス	3,000	3,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	無
	6	5		
美濃窯業株式会社	6,000	6,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図るため	有
	4	3		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
中部日本放送株式 会社	5,600	5,600	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	4	2		
インフロニア・ホー ルディングス株式 会社	2,280	2,280	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	3	2		
株式会社セリア	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	3	2		
中央可鍛工業株式 会社	6,000	6,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	2	2		
セントラルフォレス トグループ株式 会社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	2	1		
株式会社ニチレイ	500	500	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	2	1		
名古屋電機工業株式 会社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	2	1		
株式会社broncoピ リー	400	400	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	1		
日建工学株式 会社	900	900	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	1	1		
株式会社池田泉州 ホールディングス	3,200	3,200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	0		
株式会社N I T T O H	2,000	2,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	0		
株式会社プレステー ジ・インターナシ ョナル	1,600	1,600	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	0		
東陽倉庫株式 会社	600	3,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため 株式併合により株式数減少	無
	0	0		
シンクレイヤ株式 会社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
愛知時計電機株式 会社	300	300	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	0	0		
マルサンアイ株式 会社	200	200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
東海エレクトロニク ス株式 会社	200	200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
テクノライゾン株 式 会社	1,090	1,090	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
パーソルホールディ ングス株式 会社	2,190	219	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため 株式分割により株式数増加	無
	0	0		
株式会社テスク	100	100	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
株式会社エスライン グループ本 社	500	500	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
T R E ホールディ ングス株式 会社	372	372	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
株式会社トーカイ	200	200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	0	0		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
トヨタ自動車株式会 社	708,500	708,500	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	2,686	1,331		
三菱HCキャピタル 株式会社	2,420,000	2,420,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	2,589	1,655		
三井住友トラスト・ ホールディングス株 式会社	120,000	120,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	793	544		
小野薬品工業株式会 社	300,000	300,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	736	829		
日本証券金融株式会 社	299,500	299,500	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	501	304		
株式会社マキタ	100,000	100,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	427	328		
株式会社サンゲツ	95,400	95,400	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	318	213		
スズキ株式会社	39,000	39,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	271	187		
中部鋼板株式会社	101,000	101,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	267	238		
株式会社メイコー	39,000	39,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	211	113		

(注) 1 みなし保有株式の貸借対照表計上額は、期末日の時価を記載しております。

2 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

3 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄が60銘柄に満たないため、特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位60銘柄について記載しております。

4 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性の検証は、保有の狙い及びリスクとリターンが資本コストに見合っているかの観点から行っております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0	1	0
非上場株式以外の株式				

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			0
非上場株式以外の株式			

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 131,606	2 97,673
預託金	74,058	95,426
顧客分別金信託	69,336	90,100
その他の預託金	4,722	5,325
トレーディング商品	2 272,917	2 328,216
商品有価証券等	260,859	319,327
デリバティブ取引	12,058	8,889
約定見返勘定	-	24,877
信用取引資産	79,497	87,176
信用取引貸付金	40,789	59,909
信用取引借証券担保金	38,708	27,267
有価証券担保貸付金	304,108	506,706
借入有価証券担保金	81,054	93,985
現先取引貸付金	223,054	412,720
立替金	213	98
短期差入保証金	47,306	54,048
短期貸付金	52,162	90,585
未収収益	4 3,443	4 4,889
その他	4 14,647	4 23,110
貸倒引当金	81	132
流動資産合計	979,880	1,312,677
固定資産		
有形固定資産	1 9,683	1 11,107
建物	3,703	5,298
器具備品	2,678	2,508
土地	3,300	3,300
無形固定資産	7,883	7,615
のれん	975	664
ソフトウェア	6,807	6,916
電話加入権	32	32
その他	67	2
投資その他の資産	58,572	68,959
投資有価証券	6 45,923	6 51,781
長期差入保証金	4,768	4,845
繰延税金資産	51	74
退職給付に係る資産	6,886	11,297
その他	1,274	1,288
貸倒引当金	332	328
固定資産合計	76,139	87,682
資産合計	1,056,020	1,400,360

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	235,926	422,974
商品有価証券等	212,558	397,368
デリバティブ取引	23,368	25,605
約定見返勘定	8,405	-
信用取引負債	29,856	19,701
信用取引借入金	13,323	16,273
信用取引貸証券受入金	16,532	3,427
有価証券担保借入金	146,125	264,354
有価証券貸借取引受入金	48,999	92,980
現先取引借入金	97,125	171,374
預り金	63,050	92,383
受入保証金	14,394	18,826
短期借入金	² 208,602	² 201,043
短期社債	11,500	12,500
1年内償還予定の社債	26,778	9,070
未払法人税等	1,273	6,358
賞与引当金	1,797	3,267
役員賞与引当金	-	74
その他	6,797	8,166
流動負債合計	754,508	1,058,720
固定負債		
社債	21,979	13,731
長期借入金	93,500	127,000
繰延税金負債	1,804	3,567
役員退職慰労引当金	127	105
退職給付に係る負債	169	141
その他	1,893	3,373
固定負債合計	119,474	147,919
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	689	784
特別法上の準備金合計	⁵ 689	⁵ 784
負債合計	874,672	1,207,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	24,533	24,440
利益剰余金	111,064	116,270
自己株式	5,036	4,409
株主資本合計	166,562	172,302
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	934	2,736
為替換算調整勘定	413	753
退職給付に係る調整累計額	1,376	4,049
その他の包括利益累計額合計	2,724	7,539
新株予約権	547	430
非支配株主持分	11,513	12,663
純資産合計	181,348	192,935
負債純資産合計	1,056,020	1,400,360

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	1 32,929	1 42,239
委託手数料	11,758	17,783
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,112	1,146
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6,900	8,182
その他の受入手数料	13,157	15,126
トレーディング損益	31,287	40,439
金融収益	9,165	6,523
営業収益計	73,383	89,201
金融費用	3,784	2,509
純営業収益	69,598	86,692
販売費及び一般管理費		
取引関係費	12,428	13,367
人件費	2 30,836	2 33,928
不動産関係費	7,585	7,777
事務費	8,635	8,885
減価償却費	3,280	3,435
租税公課	1,676	1,768
貸倒引当金繰入れ	34	65
その他	1,962	2,159
販売費及び一般管理費合計	66,438	71,387
営業利益	3,159	15,304
営業外収益		
受取配当金	1,153	1,280
持分法による投資利益	-	506
投資事業組合運用益	555	212
投資有価証券売却益	-	63
投資有価証券評価益	2,166	1,180
その他	345	191
営業外収益合計	4,219	3,435
営業外費用		
持分法による投資損失	749	-
投資事業組合運用損	194	271
その他	89	69
営業外費用合計	1,033	341
経常利益	6,346	18,397

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	2
関係会社株式売却益	-	202
投資有価証券売却益	142	183
持分変動利益	-	430
新株予約権戻入益	-	117
抱合せ株式消滅差益	21	-
金融商品取引責任準備金戻入	13	-
特別利益合計	177	936
特別損失		
減損損失	-	157
投資有価証券売却損	-	283
投資有価証券評価損	235	278
固定資産除却損	-	178
持分変動損失	-	9
和解金	188	-
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	95
特別損失合計	423	1,003
税金等調整前当期純利益	6,099	18,330
法人税、住民税及び事業税	2,824	5,985
過年度法人税等	-	677
法人税等調整額	565	143
法人税等合計	3,390	6,520
当期純利益	2,709	11,810
非支配株主に帰属する当期純利益	756	1,620
親会社株主に帰属する当期純利益	1,953	10,189

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
当期純利益	2,709	11,810
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	153	1,846
為替換算調整勘定	321	334
退職給付に係る調整額	231	2,673
持分法適用会社に対する持分相当額	2	4
その他の包括利益合計	1 60	1 4,859
包括利益	2,649	16,670
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,899	15,004
非支配株主に係る包括利益	749	1,665

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	24,569	114,580	5,197	169,952
当期変動額					
剰余金の配当			5,469		5,469
親会社株主に帰属する当期純利益			1,953		1,953
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		35		162	126
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	35	3,515	161	3,390
当期末残高	36,000	24,533	111,064	5,036	166,562

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,083	87	1,607	2,778	497	12,340	185,568
当期変動額							
剰余金の配当							5,469
親会社株主に帰属する当期純利益							1,953
自己株式の取得							0
自己株式の処分							126
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	148	326	231	53	50	826	830
当期変動額合計	148	326	231	53	50	826	4,220
当期末残高	934	413	1,376	2,724	547	11,513	181,348

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	24,533	111,064	5,036	166,562
当期変動額					
剰余金の配当			4,983		4,983
親会社株主に帰属する当期純利益			10,189		10,189
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		56		628	571
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		36			36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	93	5,206	627	5,739
当期末残高	36,000	24,440	116,270	4,409	172,302

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	934	413	1,376	2,724	547	11,513	181,348
当期変動額							
剰余金の配当							4,983
親会社株主に帰属する当期純利益							10,189
自己株式の取得							0
自己株式の処分							571
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,802	339	2,673	4,815	117	1,149	5,847
当期変動額合計	1,802	339	2,673	4,815	117	1,149	11,587
当期末残高	2,736	753	4,049	7,539	430	12,663	192,935

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,099	18,330
減価償却費	3,280	3,435
のれん償却額	282	283
持分法による投資損益(は益)	749	506
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	688	585
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	13	9
貸倒引当金の増減額(は減少)	18	47
受取利息及び受取配当金	10,319	7,803
支払利息	3,784	2,509
減損損失	-	157
固定資産除却損	-	178
固定資産売却損益(は益)	-	2
関係会社株式売却損益(は益)	-	202
投資有価証券売却損益(は益)	127	36
投資有価証券評価損益(は益)	1,930	902
持分変動損益(は益)	-	421
新株予約権戻入益	-	117
抱合せ株式消滅差損益(は益)	21	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	1,888	20,763
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	256,523	55,298
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	208,686	187,047
約定見返勘定の増減額	69,764	33,280
信用取引資産の増減額(は増加)	55,849	7,679
信用取引負債の増減額(は減少)	11,784	10,155
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	247,474	202,597
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	180,600	118,229
預り金の増減額(は減少)	7,035	29,166
受入保証金の増減額(は減少)	8,233	4,431
その他の資産の増減額(は増加)	9,759	18,985
その他の負債の増減額(は減少)	8,060	5,783
小計	102,004	10,326
利息及び配当金の受取額	13,544	6,986
利息の支払額	4,107	2,908
法人税等の支払額	4,134	1,589
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,307	12,814

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付けによる支出	24,847	51,157
短期貸付金の回収による収入	9,439	12,890
有形固定資産の取得による支出	541	2,204
有形固定資産の売却による収入	0	2
無形固定資産の取得による支出	2,577	2,249
投資有価証券の取得による支出	2,491	2,990
投資有価証券の売却による収入	1,930	2,849
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	173
関係会社株式の取得による支出	100	100
差入保証金の差入による支出	501	306
差入保証金の回収による収入	446	190
その他	621	332
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,620	42,571
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	43,833	7,415
長期借入れによる収入	4,200	36,500
長期借入金の返済による支出	-	18,000
短期社債の発行による収入	79,200	88,100
短期社債の償還による支出	82,200	87,100
社債の発行による収入	33,449	13,535
社債の償還による支出	40,871	39,491
ストックオプションの行使による収入	106	492
自己株式の純増減額（は増加）	0	0
配当金の支払額	5,455	4,976
非支配株主からの払込みによる収入	73	300
非支配株主への払戻による支出	1,560	635
非支配株主への配当金の支払額	89	83
その他	612	585
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,593	4,530
現金及び現金同等物に係る換算差額	839	515
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	31,933	33,772
現金及び現金同等物の期首残高	98,442	130,423
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	48	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 130,423	1 96,651

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社(当連結会計年度末現在)

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

2023年12月より、当社の連結子会社であった東海東京アセットマネジメント株式会社は関連会社である株式会社お金のデザインに当社の保有する全株式を現物出資したため、連結の範囲から除外しております。

2024年3月より、当社の連結子会社である株式会社東海東京調査センターと東海東京アカデミー株式会社は、株式会社東海東京調査センターを存続会社とする吸収合併をしたため、東海東京アカデミー株式会社を連結の範囲から除外しております。なお、株式会社東海東京調査センターは株式会社東海東京インテリジェンス・ラボに社名変更しております。

2024年3月より、当社の連結子会社であったピナクル株式会社は当社の保有する全株式を連結外部へ譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

なお、ピナクルTTソリューション株式会社は2024年4月にTTソリューション株式会社に社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 16社(当連結会計年度末現在)

主要な持分法を適用した関連会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(持分法適用の範囲の変更)

2023年12月より、当社の関連会社である株式会社お金のデザインは東海東京アセットマネジメント株式会社の株式現物出資を受けたため、東海東京アセットマネジメント株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合2社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。他の13社の決算日は3月31日であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

リース資産

定額法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の均等償却により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

委託手数料

有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料であり、金融商品取引所における約定日又はこれに準じる日に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から概ね数営業日以内で支払いを受けております。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

有価証券の引受け、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料であり、条件決定日等に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより顧客又は引受会社等から受け入れる手数料であり、募集等申込日等に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

その他の受入手数料

その他受入手数料には様々な手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は投資信託の代行手数料、保険手数料であります。投資信託の代行手数料は、口座管理などの事務処理を行うことによって受け入れる手数料であり、その手数料は投資信託の預かり資産残高に応じて日々収益として計上しており、多くの場合において投資信託の決算日後から概ね数営業日以内に支払いを受けております。保険手数料は保険契約の取次により保険会社から受け入れる手数料であり、その手数料は主に保険契約が有効となった時点で顧客との契約から見込まれる手数料の金額を収益として計上しており、保険会社との契約により様々ではあるものの当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

約定見返勘定の会計処理方法

トレーディング商品に属する商品有価証券等の売却及び買付に係る約定代金相当額として約定から受渡までの間計上される約定見返勘定について、連結貸借対照表上、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上していません。

(重要な会計上の見積り)

持分法適用関連会社に関するのれんの評価

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
持分法適用関連会社に関するのれん相当額	2,633百万円	2,667百万円
うち、株式会社お金のデザイン	2,407百万円	2,534百万円

(注) 連結貸借対照表の投資有価証券に計上した関連会社株式

前連結会計年度 24,011百万円 当連結会計年度 25,116百万円

うち、株式会社お金のデザイン 前連結会計年度 2,784百万円 当連結会計年度 2,729百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(見積り金額の算出方法)

投資持分を取得した時点において関連会社が保有していた資産及び負債の時価を基礎とする取得原価の配分額と取得原価との差額は、のれんとして関連会社投資に含めて認識されています。当該のれんは、必要な場合、減損処理が行われ、その減損処理額は持分法による投資利益(又は損失)として計上されます。減損処理の検討において、投資時に予想した収益性が当初よりも低下していないか、またその結果投資額の回収が見込めなくなった状態にはないかとの観点から判定を行っております。

当連結会計年度において、減損損失の認識の要否の判定を行った結果、減損の認識は不要との判断を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の判定は、主に投資先への投資から得られる将来キャッシュ・フローに基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの総額は投資先の事業計画を基礎として、将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む運用資産残高等の将来の事業環境に係る仮定を反映して算定されております。また、株式会社お金のデザインでは当連結会計年度において、将来の事業計画の見直しを行っております。

(翌年度の連結財務諸表に与える影響)

投資先の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」、「包括利益の表示に関する会計基準」、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
	11,197百万円	12,017百万円

2 担保に供している資産

前連結会計年度(2023年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産		
		現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	50,400	2,628	85,340	87,968
金融機関借入金	50,000	2,628	84,910	87,538
証券金融会社借入金	400	-	430	430
計	50,400	2,628	85,340	87,968

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
 2 上記のほか、短期借入有価証券36,344百万円を担保として差入れております。なお、このほかに営業保証供託金として、為替予約取引の担保として現金及び預金30百万円を差入れております。
 3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産		
		現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	50,400	3,696	86,082	89,778
金融機関借入金	50,000	3,696	85,652	89,348
証券金融会社借入金	400	-	430	430
計	50,400	3,696	86,082	89,778

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
 2 上記のほか、短期借入有価証券30,602百万円を担保として差入れております。なお、このほかに営業保証供託金として、為替予約取引の担保として現金及び預金30百万円を差入れております。
 3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
信用取引貸証券	16,241百万円	3,536百万円
信用取引借入金の本担保証券	13,403	16,413
短期貸付有価証券	51,723	97,136
現先取引で売却した有価証券	96,416	170,887
差入保証金代用有価証券	2,443	4,266

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
信用取引借証券	37,465百万円	26,705百万円
信用取引貸付金の本担保証券	38,795	61,284
短期借入有価証券	114,281	154,565
現先取引で買い付けた有価証券	223,123	412,596
受入証拠金代用有価証券	18,438	20,982
受入保証金代用有価証券	53,027	79,508
その他	583	426

4 未収収益及び流動資産のその他のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

6 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券(株式)	24,011百万円	25,116百万円

7 コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
コミットメントの総額	43,000百万円	43,000百万円
借入実行残高		
差引額	43,000	43,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益においては、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
賞与引当金繰入れ	1,856百万円	3,352百万円
役員賞与引当金繰入れ	-	74
退職給付費用	130	105
役員退職慰労引当金繰入れ	51	39

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	581百万円	2,704百万円
組替調整額	846	63
税効果調整前	265	2,641
税効果額	112	794
その他有価証券評価差額金	153	1,846
為替換算調整勘定		
当期発生額	321	334
組替調整額	-	-
税効果調整前	321	334
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	321	334
退職給付に係る調整額		
当期発生額	285	4,316
組替調整額	618	462
税効果調整前	333	3,853
税効果額	102	1,180
退職給付に係る調整額	231	2,673
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	2	4
その他の包括利益合計	60	4,859

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	260,582,115	-	-	260,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,999,455	1,393	374,050	11,626,798

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求1,393株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、単元未満株式の買増請求50株及び新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した374,000株によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	547
合計		547

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,480	14.00	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	1,988	8.00	2022年9月30日	2022年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,991	8.00	2023年3月31日	2023年6月29日

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	260,582,115	-	-	260,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,626,798	1,728	1,450,075	10,178,451

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求1,728株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、単元未満株式の買増請求75株及び新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した1,450,000株によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	430
合計		430

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,991	8.00	2023年3月31日	2023年6月29日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	2,992	12.00	2023年9月30日	2023年11月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,006	16.00	2024年3月31日	2024年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金	131,606百万円	97,673百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,182	1,022
現金及び現金同等物	130,423	96,651

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	1,962百万円	1,966百万円
1年超	11,762百万円	9,796百万円
合計	13,725百万円	11,762百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに投資有価証券として保有している株券等の有価証券 顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金、顧客より預かっている有価証券を担保に融資する短期貸付金 機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされております。さらに、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を設置するとともに、関連規程を制定したうえで、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を市場・信用リスク委員会での審議を経て取締役会で設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署(以下、「リスク管理部署」という。)が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を原則として毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

なお、東海東京証券株式会社以外のグループ各社におきましても、適切なリスク・コントロールに努めております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。また、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を原則として毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。

市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、トレーディング業務につきまして、リスク管理規程に基づき市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、市場リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。またそれとは別に、トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対し、よりリスク実態に即した市場リスク計測手法として、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(バリュー・アット・リスク)(信頼区間99%、保有期間10日、データ観測期間750日)及び、ストレス値(保有期間1日及び10日、データ観測期間750日での想定最大損失値)を計測するとともに、当該計測モデルの妥当性を検証するため、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的実施しております。自己ポジションを保有する所管部署に対しては、市場・信用リスク委員会において各部予算・収益状況を勘案しVaRベースのポジション枠を設定して過大な市場リスク保有を制限するとともに、期中・月中ロスリミット及びその警戒ラインを設定し損失の

拡大を未然に防止する管理を行っています。商品や格付けのシナリオに応じたストレステストも定期的を実施しております。

また、上記VaR計測では捉え辛い、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署に対しては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。その他にも社内規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

各所管部署のリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会で市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行われております。さらに、経営会議においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
東海東京証券株式会社の市場リスク量(損失額の推計値)	287百万円	1,199百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、取引先リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。さらに、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において個別案件ごとに取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、業況や財務状況といった信用リスクを勘案して与信枠の設定や取引の可否を与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行っております。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当部署が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求等の保全手段確保といったリスク抑制対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行われております。さらに、経営会議においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに状況を正確に把握し、影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場の相場価格を無調整で時価とする場合を除き、金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券等	260,859	260,859	-
(2) 投資有価証券(2)	11,701	11,701	-
資産計(1)	272,560	272,560	-
(1) 商品有価証券等	212,558	212,558	-
(2) 短期借入金	208,602	208,498	104
(3) 短期社債	11,500	11,490	9
(4) 1年内償還予定の社債	26,778	26,708	70
(5) 社債	21,979	19,969	2,009
(6) 長期借入金	93,500	80,200	13,299
負債計(1)	574,918	559,425	15,492
デリバティブ取引(3)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	11,324	11,324	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

1 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。

2 海外子会社が保有している非上場株式等を「(2)投資有価証券」に含めております。一方、その他の市場価格のない株式等は含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	24,011
非上場株式	4,110
投資事業有限責任組合等	6,099

3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	131,606	-	-	-
預託金	74,058	-	-	-
顧客分別金信託	69,336	-	-	-
その他の預託金	4,722	-	-	-
信用取引資産	79,497	-	-	-
信用取引貸付金	40,789	-	-	-
信用取引借証券担保金	38,708	-	-	-
有価証券担保貸付金	304,108	-	-	-
借入有価証券担保金	81,054	-	-	-
現先取引貸付金	223,054	-	-	-
短期差入保証金	47,306	-	-	-
短期貸付金	52,162	-	-	-
合計	688,740	-	-	-

2 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	190,602	-	-	-	-	-
社債	38,278	3,112	7,852	3,715	-	7,300
長期借入金	18,000	3,000	10,500	24,200	1,000	54,800
合計	246,881	6,112	18,352	27,915	1,000	62,100

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券等	319,327	319,327	-
(2) 投資有価証券(2)	15,077	15,077	-
資産計(1)	334,405	334,405	-
(1) 商品有価証券等	397,368	397,368	-
(2) 短期借入金	201,043	201,062	19
(3) 短期社債	12,500	12,497	2
(4) 1年内償還予定の社債	9,070	9,073	2
(5) 社債	13,731	13,353	377
(6) 長期借入金	127,000	123,970	3,029
負債計(1)	760,713	757,324	3,388
デリバティブ取引(3)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	16,723	16,723	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

- 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。
- 海外子会社が保有している非上場株式等を「(2)投資有価証券」に含めております。一方、その他の市場価格のない株式等は含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	25,116
非上場株式	4,545
投資事業有限責任組合等	7,042

- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	97,673	-	-	-
預託金	95,426	-	-	-
顧客分別金信託	90,100	-	-	-
その他の預託金	5,325	-	-	-
信用取引資産	87,176	-	-	-
信用取引貸付金	59,909	-	-	-
信用取引借証券担保金	27,267	-	-	-
有価証券担保貸付金	506,706	-	-	-
借入有価証券担保金	93,985	-	-	-
現先取引貸付金	412,720	-	-	-
短期差入保証金	54,048	-	-	-
短期貸付金	90,585	-	-	-
合計	931,617	-	-	-

2 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	198,043	-	-	-	-	-
社債	21,570	1,576	4,855	-	-	7,300
長期借入金	3,000	10,500	24,200	6,000	22,000	64,300
合計	222,613	12,076	29,055	6,000	22,000	71,600

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
株式・ワラント	18,645	3	2	18,651
債券	145,643	55,072	-	200,716
受益証券等 1	263	5,706	-	5,969
投資有価証券				
株式	5,990	216	4,637	10,845
受益証券等	854	0	-	855
資産計	171,398	60,999	4,639	237,038
商品有価証券等				
株式・ワラント	9,878	0	-	9,878
債券	202,667	-	-	202,667
受益証券等	11	-	-	11
負債計	212,557	0	-	212,558
デリバティブ取引(資産)	524	26,084	841	27,449
株式関連取引	475	1,681	841	2,998
金利関連取引	48	8,072	-	8,121
通貨関連取引	-	16,329	-	16,329
デリバティブ取引(負債)	984	37,725	64	38,774
株式関連取引	873	1,998	64	2,935
金利関連取引	111	10,656	-	10,767
通貨関連取引	-	25,070	-	25,070
デリバティブ取引計	460	11,640	776	11,324

1 解約に制限のある投資信託は基準価額を時価とみなして連結貸借対照表に計上しておりますが、上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額35,521百万円)

期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	44,814
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(*)	1,238
その他の包括利益に計上	-
購入、売却、償還	
購入	2,073
売却	-
償還	12,604
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	35,521
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	-
期末残高	35,521

(*) 連結損益計算書の「トレーディング損益」及び「金融収益」に含まれております。当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益の額は1,251百万円であります。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容は以下のとおりであります。

投資契約により即時に解約ができない制限を有するもの・・・35,521百万円

2 デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は で表示しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
株式・ワラント	22,837	289	7	23,133
債券	197,979	55,508	-	253,487
受益証券等 1	204	6,821	-	7,025
投資有価証券				
株式	7,128	409	6,386	13,924
受益証券等	539	614	-	1,153
資産計	228,688	63,643	6,393	298,725
商品有価証券等				
株式・ワラント	9,721	6	-	9,727
債券	387,569	-	-	387,569
受益証券等	71	-	-	71
負債計	397,361	6	-	397,368
デリバティブ取引(資産)	1,530	29,567	383	31,481
株式関連取引	1,354	541	383	2,279
金利関連取引	176	9,975	-	10,151
通貨関連取引	-	19,050	-	19,050
デリバティブ取引(負債)	1,335	46,858	10	48,205
株式関連取引	1,217	961	10	2,189
金利関連取引	117	13,726	-	13,844
通貨関連取引	-	32,170	-	32,170
デリバティブ取引計	194	17,290	372	16,723

1 解約に制限のある投資信託は基準価額を時価とみなして連結貸借対照表に計上しておりますが、上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額35,680百万円)

期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	35,521
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(*)	2,213
その他の包括利益に計上	-
購入、売却、償還	
購入	5,300
売却	350
償還	7,004
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	35,680
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	-
期末残高	35,680

(*) 連結損益計算書の「トレーディング損益」及び「金融収益」に含まれております。当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益の額は2,206百万円であります。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容は以下のとおりであります。

投資契約により即時に解約ができない制限を有するもの・・・35,680百万円

2 デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	208,498	-	208,498
短期社債	-	11,490	-	11,490
1年内償還予定の社債	-	26,708	-	26,708
社債	-	19,969	-	19,969
長期借入金	-	80,200	-	80,200
負債計	-	346,867	-	346,867

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	201,062	-	201,062
短期社債	-	12,497	-	12,497
1年内償還予定の社債	-	9,073	-	9,073
社債	-	13,353	-	13,353
長期借入金	-	123,970	-	123,970
負債計	-	359,956	-	359,956

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 商品有価証券及び投資有価証券

G7各国政府が発行する国債や上場株式など、活発な市場で取引される有価証券は、取得した相場価格を調整せずに時価として利用しており、レベル1の時価に分類しております。一方、その他の国債(日本の物価連動国債、変動利付国債も含む)、一部の上場株式、地方債、社債など、市場での取引頻度が低いと考えられる有価証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。また、相場価格が入手できず、類似した特性を有する有価証券の相場価格を利用して時価を算定する場合も、同様にレベル2の時価に含まれます。ただし、海外子会社が保有している非上場株式やワラント等については、重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

債券先物、株価指数先物などの上場デリバティブ取引については、活発な市場における相場価格を無調整で評価に用いているため、レベル1の時価に分類しております。店頭デリバティブ取引については、割引現在価値法やブラック・ショールズモデルなどの評価技法を用いて時価を評価しております。デリバティブ取引の種類、契約条件に応じて評価技法は異なり、そのインプットには株価、金利、為替レート、ボラティリティなどを使用しております。大半のインプットは市場で観察可能であることから、店頭デリバティブ取引はレベル2の時価に分類しております。ただし、一部の株式オプションでは、重要なインプットであるボラティリティが市場で観察できないため、レベル3の時価に分類しております。

(3) 借入金、社債

借入金、社債については割引現在価値法を用いて評価しております。インプットとなる各種金利やクレジットスプレッドが市場で観察可能であることから、レベル2の時価に分類しております。

2 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲		
			最小	～	最大
デリバティブ取引					
株式関連オプション取引	オプション・モデル	株式ボラティリティ	19.9%	～	48.9%
投資有価証券					
海外子会社が保有している非上場株式等	配当還元法	株主資本コスト	10.9%		
		予想配当額	-		

- 1 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。
- 2 海外子会社が保有している非上場株式等については、配当還元法等を用いて時価を算出しております。なお、当該海外子会社ではIFRS(国際財務報告基準)に従って財務諸表を作成しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲		
			最小	～	最大
デリバティブ取引					
株式関連オプション取引	オプション・モデル	株式ボラティリティ	21.4%	～	72.3%
投資有価証券					
海外子会社が保有している非上場株式等	配当還元法	株主資本コスト	11.0%		
		予想配当額	-		
	割引キャッシュ・フロー法	加重平均資本コスト	45.0%		
		予想フリーキャッシュ・フロー額	-		

- 1 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。
- 2 海外子会社が保有している非上場株式等については、配当還元法、割引キャッシュ・フロー法等の評価技法を用いて時価を算出しております。なお、当該海外子会社ではIFRS(国際財務報告基準)に従って財務諸表を作成しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	投資有価証券	デリバティブ取引
	海外連結子会社保有非上場株式(百万円)	株式関連オプション取引(百万円)
期首残高	-	729
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上(1)	-	44
その他の包括利益に計上	-	-
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	175
売却	-	105
発行	-	-
決済	-	67
レベル3の時価への振替(2)	4,637	-
レベル3の時価からの振替	-	-
期末残高	4,637	776
当期損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	-	508

- 1 連結損益計算書の「トレーディング損益」に含まれております。
- 2 当社よりI F R S (国際財務報告基準)に従って財務諸表を作成する海外子会社へ譲渡した非上場株式について、時価にて連結貸借対照表に計上することとなったものであります。
- 3 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	投資有価証券	デリバティブ取引
	海外連結子会社保有非上場株式(百万円)	株式関連オプション取引(百万円)
期首残高	4,637	776
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上(1)	1,748	629
その他の包括利益に計上	-	-
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	142
売却	-	45
発行	-	-
決済	-	1,129
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
期末残高	6,386	372
当期損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	1,748	330

- 1 連結損益計算書の「投資有価証券評価益」、「トレーディング損益」に含まれております。
- 2 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループにおいて金融商品の大半を保有する東海東京証券株式会社では、経営企画本部が時価の算定に関する方針及び手続などを定めており、これに沿って時価を算定しております。

市場における相場価格を取得できる金融商品については相場価格を時価としております。一方、市場における相場価格が取得できない金融商品については、個々の資産の特性及びリスクを適切に反映できる評価技法を用いて時価を算定しております。評価技法を選定する際には、マーケット部門が算定した時価と取引先の提示価格を比較し、市場との整合性を確認しております。さらに、外部のコンサルティング会社が同じ評価技法で独自に算出した時価と比較することで、評価技法が業務システムに正しく実装されていることも検証しております。また、時価を算定する際に用いるインプットについてはリスク管理部門が妥当性を検証しております。検証結果は経営企画本部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

第三者から入手した価格を時価とする場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認、類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株式関連オプション取引(特約付株券消費貸借取引、株券店頭オプション取引、エクイティスワップ取引)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、株式ボラティリティであります。市場で株式ボラティリティが観察できない場合は、過去の株価の変動に基づいて株式ボラティリティを推計し、時価の算定に用いております。株式ボラティリティは対象とする株式の価格の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加(減少)は、単独では、オプション価格の著しい上昇(低下)を生じさせることになり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

海外連結子会社の保有している非上場株式の時価の算定において、将来における投資家への予想還元額(予想フリーキャッシュ・フロー額、予想配当額)と割引率(加重平均資本コスト、株主資本コスト)が重要な観察できないインプットに該当します。予想還元額の著しい増加(減少)及び割引率の著しい低下(上昇)は、株式時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(2023年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	18,651	42	9,878	181
債券	200,716	2,155	202,667	1,496
受益証券等	41,491	10,609	11	1

当連結会計年度(2024年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	23,133	176	9,727	305
債券	253,487	1,735	387,569	1,766
受益証券等	42,705	14,507	71	3

2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	8,893	4,663	4,229
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	332	318	13
	小計	9,225	4,982	4,243
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,951	2,401	449
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	523	547	24
	小計	2,475	2,949	474
合計	11,701	7,932	3,768	

(注) 市場価格のない株式等(海外子会社の保有している非上場株式等を除く。)は、含めておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	13,461	5,585	7,875
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	855	765	90
	小計	14,316	6,350	7,966
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	463	523	59
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	297	315	17
	小計	760	838	77
合計	15,077	7,189	7,888	

(注) 市場価格のない株式等(海外子会社の保有している非上場株式等を除く。)は、含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	319	142	-
債券	-	-	-
その他	1,610	-	15
合計	1,930	142	15

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,223	183	283
債券	-	-	-
その他	1,625	63	-
合計	2,849	246	283

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について235百万円(その他有価証券の株式235百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度は、有価証券について278百万円(その他有価証券の株式278百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	44,809	4,580	639	639
	買建	61,802	5,246	857	857
	通貨オプション取引				
	売建	325,364	166,385	19,320	3,636
	買建	231,682	124,178	7,329	723
	通貨スワップ取引	337,766	308,685	3,033	3,033

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	57,222	2,470	2,483	2,483
	買建	86,394	10,851	4,069	4,069
	通貨オプション取引				
	売建	320,554	150,707	24,872	10,070
	買建	231,345	111,680	9,211	2,834
	通貨スワップ取引	338,936	305,847	954	954

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	4,723	2,276	4	4
	買建	2,066	800	1	1
	債券先物取引				
	売建	6,953	-	30	30
	買建	16,741	-	29	29
	債券先物オプション取引				
	売建	7,588	-	37	7
買建	8,745	-	40	11	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	261,884	235,809	6,111	6,111
	受取変動・支払固定	261,590	231,717	4,576	4,576
	受取変動・支払変動	29,400	17,400	542	542
	受取固定・支払固定	13,500	13,500	196	196
	キャップフロア取引				
	売建	11,000	11,000	336	24
	買建	10,000	10,000	328	158
	スワップション取引				
	売建	89,500	82,500	2,258	489
	買建	30,000	25,000	479	25

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	56,839	6,408	2	2
	買建	63,104	5,260	7	7
	債券先物取引				
	売建	10,811	-	22	22
	買建	111,037	-	48	48
	債券先物オプション取引				
	売建	-	-	-	-
買建	4,347	-	27	0	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	321,816	264,378	9,907	9,907
	受取変動・支払固定	303,327	258,680	7,370	7,370
	受取変動・支払変動	17,400	13,400	677	677
	受取固定・支払固定	13,500	13,500	224	224
	キャップフロア取引				
	売建	11,000	8,000	298	63
	買建	10,000	7,000	313	144
	スワップション取引				
	売建	96,900	86,900	2,520	580
	買建	26,400	23,400	390	5

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,263	-	28	28
	買建	5,037	-	107	107
	株価指数オプション取引				
	売建	58,877	3,350	832	78
買建	58,680	1,150	356	71	
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	7,516	-	399	345
	株券店頭オプション取引				
	売建	17,367	1,405	2,035	105
	買建	764	-	20	22
エクイティスワップ取引	21,837	10,129	2,076	2,076	

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	68,137	-	1,066	1,066
	買建	64,043	-	1,160	1,160
	株価指数オプション取引				
	売建	24,810	-	84	159
買建	19,949	-	126	110	
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	5,383	-	525	475
	株券店頭オプション取引				
	売建	2,930	-	955	609
	買建	1,651	-	14	58
エクイティスワップ取引	3,146	2,716	368	368	

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付制度として主に確定給付企業年金制度を設けているほか、確定拠出制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

また、一部の国内連結子会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
退職給付債務の期首残高	13,600 百万円	11,941 百万円
勤務費用	744	585
利息費用	113	111
数理計算上の差異の発生額	522	90
退職給付の支払額	1,994	1,649
退職給付債務の期末残高	11,941	11,078

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
年金資産の期首残高	20,219 百万円	18,828 百万円
期待運用収益	394	346
数理計算上の差異の発生額	237	4,406
事業主からの拠出額	446	444
退職給付の支払額	1,994	1,649
年金資産の期末残高	18,828	22,376

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (2024年 3月 31日)
積立型制度の退職給付債務	11,941 百万円	11,078 百万円
年金資産	18,828	22,376
	6,886	11,297
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,886	11,297
退職給付に係る負債	- 百万円	- 百万円
退職給付に係る資産	6,886	11,297
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,886	11,297

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	744 百万円	585 百万円
利息費用	113	111
期待運用収益	394	346
数理計算上の差異の費用処理額	618	462
確定給付制度に係る退職給付費用	154	113

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
数理計算上の差異	333 百万円	3,853 百万円
合計	333	3,853

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未認識数理計算上の差異	1,984 百万円	5,838 百万円
合計	1,984	5,838

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
株式	51.61%	60.47%
債券	30.70	26.34
一般勘定	9.36	6.67
その他	8.33	6.52
合計	100.00	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は31.45%、当連結会計年度は40.88%それぞれ含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.93%	0.93%
長期期待運用収益率	2.01	2.12
予想昇給率	5.00	5.00

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	256 百万円	169 百万円
退職給付費用	24	7
退職給付の支払額	111	35
制度への拠出額	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	169	141

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	169	141
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	169	141
退職給付に係る負債	169 百万円	141 百万円
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	169	141

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 24百万円 当連結会計年度 7百万円

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度591百万円、当連結会計年度587百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費のPersonnel費	76百万円	81百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業外収益のその他	6百万円	119百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与43名、従業員190名及び当社子会社の取締役2名、合計237名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与47名、従業員197名及び当社子会社の取締役2名、合計248名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,156,000株	普通株式 1,216,000株
付与日	2016年9月6日	2017年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2016年9月6日～2018年9月30日	2017年9月6日～2019年9月30日
権利行使期間	2018年10月1日～2023年9月30日	2019年10月1日～2024年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与53名、従業員201名及び当社子会社の取締役20名、執行役員・参事・参与7名、合計283名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名、当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,412,000株	普通株式 1,359,000株
付与日	2018年9月28日	2019年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2018年9月28日～2020年9月30日	2019年9月6日～2021年9月30日
権利行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日	2021年10月1日～2026年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与42名、従業員204名、当社完全子会社の取締役23名、及び当社子会社の取締役4名、合計276名	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与46名、従業員215名、当社完全子会社の取締役26名、及び当社子会社の取締役2名、合計292名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,355,000株	普通株式 1,444,000株
付与日	2020年9月7日	2021年9月9日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2020年9月7日～2022年9月30日	2021年9月9日～2023年9月30日
権利行使期間	2022年10月1日～2027年9月30日	2023年10月1日～2028年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与52名、従業員235名、当社完全子会社の取締役21名、及び当社子会社の取締役2名、合計313名	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与54名、従業員241名、当社完全子会社の取締役18名、及び当社子会社の取締役3名、合計319名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,548,000株	普通株式 1,574,000株
付与日	2022年9月8日	2023年9月14日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2022年9月8日～2024年9月30日	2023年9月14日～2025年9月30日
権利行使期間	2024年10月1日～2029年9月30日	2025年10月1日～2030年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	第8回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,032,000	1,068,000
権利確定		
権利行使		
失効	1,032,000	4,000
未行使残		1,064,000

会社名	提出会社	
	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,276,000	950,000
権利確定		
権利行使		438,000
失効	4,000	8,000
未行使残	1,272,000	504,000

会社名	提出会社	
	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		1,408,000
付与		
失効		8,000
権利確定		1,400,000
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,035,000	-
権利確定		1,400,000
権利行使	539,000	473,000
失効	8,000	8,000
未行使残	488,000	919,000

会社名	提出会社	
	第14回新株予約権	第15回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,548,000	
付与		1,574,000
失効	20,000	
権利確定		
未確定残	1,528,000	1,574,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

会社名	提出会社	
	第8回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の名称		
権利行使価格(円)	542	673
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	113.52	110.13

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	687	305
行使時平均株価(円)		353
付与日における公正な評価単価(円)	96.48	47.56

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格(円)	277	443
行使時平均株価(円)	331	504
付与日における公正な評価単価(円)	54.10	61.21

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格(円)	396	504
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	45.11	64.00

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第15回新株予約権	
株価変動性	(注) 1	30.90%
予想残存期間	(注) 2	4.55年
予想配当	(注) 3	20円 / 株
無リスク利率	(注) 4	0.240%

(注) 1 2019年2月26日から2023年9月14日の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 2022年3月期から2023年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	126百万円	168百万円
未払事業税	196	385
賞与引当金	551	1,001
役員退職慰労引当金	63	51
金融商品取引責任準備金	210	239
有価証券評価減	249	247
減損損失	10	43
減価償却超過額	15	12
未払費用	318	346
資産除去債務	375	705
繰越税額控除	-	192
税務上の繰越欠損金	542	707
その他	470	603
繰延税金資産小計	3,127百万円	4,704百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	542	673
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,293	1,825
評価性引当額	1,835	2,498
繰延税金資産合計(注) 1	1,291百万円	2,205百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	314百万円	1,108百万円
未収収益	123	273
退職給付に係る資産	858	2,169
その他	1,748	2,147
繰延税金負債合計	3,044百万円	5,698百万円
繰延税金資産純額	1,752百万円	3,493百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「繰延税金資産」の「その他」に表示しておりました845百万円は、「資産除去債務」375百万円、「その他」470百万円として組み替えております。

(注) 1 評価性引当額が662百万円増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る評価性引当額を131百万円、資産除去債務に係る評価性引当額を320百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	48	-	-	1	493	542百万円
評価性引当額	-	48	-	-	1	493	542百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金542百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	25	-	-	1	3	678	707百万円
評価性引当額	25	-	-	1	3	644	673百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	33	(b) 33百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金707百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産33百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.63%	30.63%
交際費等の永久差異	2.80	0.97
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25	0.23
住民税均等割額	1.50	0.50
持分変動損益	-	0.70
持分法による投資損益	3.77	0.85
のれん償却額	1.42	0.47
海外子会社税率差異	2.20	3.04
評価性引当額の増減額	6.49	3.62
連結の未実現利益調整額等	0.06	0.02
海外子会社等に係る課税留保金額	11.36	0.97
過年度法人税等	-	4.19
その他	1.01	1.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.58%	35.57%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
受入手数料		
委託手数料	11,758	17,783
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,112	1,146
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6,900	8,182
その他の受入手数料	13,157	15,126
(うち、投資信託の代行手数料)	(5,331)	(5,983)
(うち、保険手数料収入)	(4,550)	(5,381)
顧客との契約から生じる収益	32,929	42,239
その他の収益	40,453	46,962
営業収益	73,383	89,201

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (9)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,239	2,829
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,829	3,400

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるた
め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し
ております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載
を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるた
め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し
ております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載
を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な 子会社 の役員	佐藤 昌孝			東海東京証券 株式会社取締役	(被所有) 直接 0.05		新株予約権 の行使(注)	14		

(注) 2019年6月26日、2020年6月25日、2021年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	679円99銭	718円21銭
1株当たり当期純利益	7円85銭	40円86銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	7円84銭	40円69銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	181,348	192,935
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	12,061	13,093
(うち新株予約権)	(547)	(430)
(うち非支配株主持分)	(11,513)	(12,663)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	169,286	179,841
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	248,955,317	250,403,664

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,953	10,189
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,953	10,189
普通株式の期中平均株式数(株)	248,679,802	249,411,377
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	488,257	1,003,048
(うち新株予約権)(株)	(488,257)	(1,003,048)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第8回新株予約権(新株予約権の数1,032個)、第9回新株予約権(新株予約権の数1,068個)、第10回新株予約権(新株予約権の数1,276個)、第13回新株予約権(新株予約権の数1,408個)及び第14回新株予約権(新株予約権の数1,548個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第9回新株予約権(新株予約権の数1,064個)、第10回新株予約権(新株予約権の数1,272個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	短期社債	2023年 1月25日 ～ 2024年 3月29日	11,500	12,500 (12,500)	0.08 ～ 0.20	無担保社債	2023年 4月20日 ～ 2024年 6月25日
	普通社債	2016年 10月26日 ～ 2024年 3月22日	24,328 [2,500千 米ドル]	16,751 (8,635) [6,707千 米ドル]	0.10 ～ 5.05	無担保社債	2023年 4月11日 ～ 2032年 2月16日
	他社株転 換条項付 社債	2020年 9月15日 ～ 2024年 3月7日	21,519	3,146 (430)	2.30 ～ 17.50	無担保社債	2023年 4月5日 ～ 2027年 3月8日
	ステップ アップ・ コーラ ブル債	2016年 12月13日	200	200 (-)	0.40	無担保社債	2026年 12月14日
	コーラ ブル債	2016年 10月26日 ～ 2020年 1月9日	2,300	2,300 (-)	0.70 ～ 1.03	無担保社債	2031年 10月27日 ～ 2040年 1月10日
	デュアル カレン シー債	2015年 1月13日	10	5 (5)	0.150	無担保社債	2024年 1月16日 ～ 2025年 1月14日
	フ ロー ター債	2016年 12月8日	400	400 (-)	0.55	無担保社債	2026年 12月9日
合計			60,257	35,302 (21,570)			

(注) 1 「当期末残高」欄の()内は、1年内償還予定の金額であります。

2 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[]内は、外貨建ての金額であります。

3 当連結会計年度中に発行した短期社債の金額は88,100百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は87,100百万円であります。

4 当連結会計年度中に発行した社債の金額は13,535百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は39,491百万円であります。

5 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
21,570	1,576	4,855	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	190,602	198,043	0.16	
1年以内に返済予定の長期借入金	18,000	3,000	0.52	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	93,500	127,000	0.64	2025年6月15日～ 2042年5月20日
その他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	13,323	16,273	0.60	
有価証券貸借取引受入金	48,999	92,980		
現先取引借入金	97,125	171,374		
合計	461,551	608,671		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,500	24,200	6,000	22,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	21,205	43,474	64,590	89,201
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,879	8,107	11,706	18,330
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,998	4,625	7,123	10,189
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	8.03	18.57	28.58	40.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	8.03	10.54	10.01	12.27

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第111期 (2023年3月31日)	第112期 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,328	4,920
立替金	2 21	2 45
短期差入保証金	-	2 790
短期貸付金	2 72,003	2 68,026
前払金	2 45	7
前払費用	2 325	2 446
未収入金	2 1,273	2 1,255
未収還付法人税等	-	1,334
未収収益	2 80	2 99
デリバティブ債権	2 2,405	2 789
貸倒引当金	-	90
流動資産合計	84,485	77,625
固定資産		
有形固定資産	2,771	3,978
建物	1,836	2,754
構築物	21	20
工具、器具及び備品	913	1,202
土地	0	0
無形固定資産	316	304
ソフトウェア	47	35
その他	269	268
投資その他の資産	147,078	148,930
投資有価証券	9,585	10,544
関係会社株式	99,079	99,543
その他の関係会社有価証券	420	597
関係会社長期貸付金	30,577	30,477
従業員に対する長期貸付金	2	1
長期差入保証金	2 2,151	2 2,113
長期前払費用	25	50
前払年金費用	4,913	5,369
繰延税金資産	86	-
その他	396	391
貸倒引当金	160	157
固定資産合計	150,166	153,213
資産合計	234,652	230,838

(単位：百万円)

	第111期 (2023年3月31日)	第112期 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	7,500	3,000
短期社債	11,500	12,500
1年内償還予定の社債	2 26,778	9,070
リース債務	4	4
未払金	2 675	2 761
未払法人税等	341	311
未払費用	2 642	2 907
預り金	2 228	2 227
前受金	2	3
前受収益	2 369	2 387
賞与引当金	147	456
役員賞与引当金	-	74
デリバティブ債務	2 2,382	2 849
流動負債合計	50,571	28,554
固定負債		
社債	21,979	13,731
長期借入金	53,000	79,200
リース債務	15	11
退職給付引当金	146	117
資産除去債務	327	618
繰延税金負債	-	676
その他	2 740	2 740
固定負債合計	76,209	95,096
負債合計	126,781	123,650
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,000
その他資本剰余金	15,326	15,269
資本剰余金合計	24,326	24,269
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	24,460	21,588
利益剰余金合計	51,249	48,377
自己株式	5,036	4,409
株主資本合計	106,540	104,238
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	782	2,518
評価・換算差額等合計	782	2,518
新株予約権	547	430
純資産合計	107,870	107,188
負債純資産合計	234,652	230,838

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第111期 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	第112期 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	3 2,425	3 5,053
関係会社貸付金利息	3 1,338	3 1,502
経営指導料	3 6,851	3 6,673
金融収益	1,523	553
営業収益合計	12,138	13,782
営業費用		
販売費及び一般管理費		
取引関係費	3 607	3 846
人件費	1、 3 3,873	1、 3 4,594
不動産関係費	3 910	3 1,064
事務費	3 1,077	3 1,254
減価償却費	382	388
租税公課	334	253
貸倒引当金繰入額	0	95
その他	3 343	3 402
金融費用	2、 3 2,128	2、 3 1,224
営業費用合計	9,658	10,125
営業利益	2,479	3,656
営業外収益		
受取配当金	1,107	318
投資事業組合運用益	1	20
資産使用料	3 254	3 252
その他	20	21
営業外収益合計	1,384	612
営業外費用		
社債発行費	3 43	3 20
投資事業組合運用損	36	-
その他	46	24
営業外費用合計	127	44
経常利益	3,737	4,224
特別利益		
固定資産売却益	-	2
投資有価証券売却益	2,136	135
関係会社株式売却益	-	107
新株予約権戻入益	-	117
特別利益合計	2,136	363
特別損失		
投資有価証券売却損	-	283
投資有価証券評価損	168	249
関係会社株式評価損	-	1,311
和解金	188	-
特別損失合計	356	1,844
税引前当期純利益	5,516	2,742
法人税、住民税及び事業税	1,105	152
過年度法人税等	-	677
法人税等調整額	596	106
法人税等合計	1,701	631
当期純利益	3,814	2,111

【株主資本等変動計算書】

第111期(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	15,362	24,362	26,789	26,114	52,903	5,197	108,068
当期変動額									
剰余金の配当						5,469	5,469		5,469
当期純利益						3,814	3,814		3,814
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			35	35				162	126
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	35	35	-	1,654	1,654	161	1,528
当期末残高	36,000	9,000	15,326	24,326	26,789	24,460	51,249	5,036	106,540

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	885	885	497	109,451
当期変動額				
剰余金の配当				5,469
当期純利益				3,814
自己株式の取得				0
自己株式の処分				126
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	103	103	50	52
当期変動額合計	103	103	50	1,581
当期末残高	782	782	547	107,870

第112期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	15,326	24,326	26,789	24,460	51,249	5,036	106,540
当期変動額									
剰余金の配当						4,983	4,983		4,983
当期純利益						2,111	2,111		2,111
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			56	56				628	571
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	56	56	-	2,871	2,871	627	2,301
当期末残高	36,000	9,000	15,269	24,269	26,789	21,588	48,377	4,409	104,238

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	782	782	547	107,870
当期変動額				
剰余金の配当				4,983
当期純利益				2,111
自己株式の取得				0
自己株式の処分				571
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,736	1,736	117	1,619
当期変動額合計	1,736	1,736	117	682
当期末残高	2,518	2,518	430	107,188

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

4 収益及び費用の計上基準

経営指導料

当社の顧客との契約から生じる主要な収益は、当社子会社等からの経営指導料であり、当該子会社等に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
関係会社株式	99,079百万円	99,543百万円
うち、株式会社お金のデザイン株式	5,039百万円	5,546百万円

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(見積り金額の算出方法)

関係会社株式には、市場価格がなく時価を算定することが極めて困難な有価証券で、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した株式が含まれております。当該株式については、減損処理を行うかどうかの検討を行う必要があり、その際に、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないかとの観点から検討が行われます。

当事業年度において、減損損失の認識の要否の判定を行った結果、減損の認識は不要との判断を行っておりません。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の検討は、主に事業計画や実績から導かれる将来キャッシュ・フローの見込みといった仮定に基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの見込みは事業計画を基礎として、将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む運用資産残高等の将来の事業環境に係る仮定を反映して算定されております。また、株式会社お金のデザインでは当事業年度において、将来の事業計画の見直しを行っております。

(翌年度の財務諸表に与える影響)

上記の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 保証債務の残高

関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第111期 (2023年3月31日)	第112期 (2024年3月31日)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	203百万円	207百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第111期 (2023年3月31日)	第112期 (2024年3月31日)
短期金銭債権	72,921百万円	70,136百万円
長期金銭債権	107	113
短期金銭債務	3,308	1,944
長期金銭債務	645	645

(注) 長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

(損益計算書関係)

1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	第111期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第112期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
賞与引当金繰入れ	147百万円	456百万円
役員賞与引当金繰入れ	-	74
退職給付費用	223	363

2 金融費用の内訳

	第111期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第112期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
社債利息	158百万円	125百万円
デリバティブ損益	1,652	796
支払利息	318	301

3 関係会社との取引高

	第111期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第112期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
関係会社からの営業収益	10,611百万円	13,228百万円
関係会社への営業費用	583	615
関係会社との営業取引以外の取引高	295	271

(有価証券関係)

第111期(2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	626	2,447	1,820
計	626	2,447	1,820

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	88,642
関連会社株式	9,809
その他の関係会社有価証券	420
計	98,872

第112期(2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	626	2,910	2,283
計	626	2,910	2,283

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	88,599
関連会社株式	10,316
その他の関係会社有価証券	597
計	99,513

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第111期 (2023年3月31日)	第112期 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	44百万円	36百万円
関係会社株式	570	570
関係会社株式評価損	327	501
投資有価証券評価損	184	170
賞与引当金	45	139
貸倒引当金	49	76
繰越外国税額控除	-	192
その他	304	441
繰延税金資産小計	1,525百万円	2,127百万円
評価性引当額	747	1,208
繰延税金資産合計	778百万円	919百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	312百万円	373百万円
その他有価証券評価差額金	261	1,008
その他	117	213
繰延税金負債合計	692百万円	1,595百万円
繰延税金資産純額	86百万円	676百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「繰延税金資産」の「その他」に表示しておりました632百万円は、「関係会社株式評価損」327百万円、「その他」304百万円として組み替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第111期 (2023年3月31日)	第112期 (2024年3月31日)
法定実効税率	-	30.63%
(調整)		
交際費等の永久差異	-	2.38
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	59.02
住民税均等割額	-	0.34
評価性引当額の増減額	-	16.80
海外子会社等に係る課税留保金額	-	2.64
過年度法人税等	-	28.00
その他	-	1.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	23.01%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との収益から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	2,899	1,128	27	209	3,999	1,244
	構築物	27	-	-	1	27	6
	工具、器具 及び備品	2,168	425	-	136	2,594	1,391
	土地	0	-	0	-	0	-
	計	5,095	1,553	27	347	6,621	2,643
無形 固定資産	ソフト ウェア	107	6	-	17	113	77
	その他	273	-	-	0	273	4
	計	380	6	-	18	387	82
長期前払費用		71	45	51	11	65	14

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	160	96	7	248
賞与引当金	147	456	147	456
役員賞与引当金	-	74	-	74
退職給付引当金	146	5	33	117

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額																												
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.tokaitokyo-fh.jp																												
株主に対する特典	<p>毎年3月31日現在の株主を対象として、主に、地域の特産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保有株式数</th> <th rowspan="2">優待商品</th> <th colspan="2">継続保有期間</th> </tr> <tr> <th>3年未満</th> <th>3年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td> <td>500円相当の優待商品</td> <td>なし</td> <td>一点</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上3,000株未満</td> <td>2,000円相当の特産品等</td> <td>一点</td> <td>一点</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上5,000株未満</td> <td>2,000円相当の特産品等</td> <td>二点</td> <td>二点</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>5,000円相当の特産品等</td> <td>一点</td> <td>一点</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>5,000円相当の特産品等</td> <td>二点</td> <td>二点</td> </tr> </tbody> </table>			保有株式数	優待商品	継続保有期間		3年未満	3年以上	100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	なし	一点	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の特産品等	一点	一点	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の特産品等	二点	二点	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の特産品等	一点	一点	10,000株以上	5,000円相当の特産品等	二点	二点
保有株式数	優待商品	継続保有期間																											
		3年未満	3年以上																										
100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	なし	一点																										
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の特産品等	一点	一点																										
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の特産品等	二点	二点																										
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の特産品等	一点	一点																										
10,000株以上	5,000円相当の特産品等	二点	二点																										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 その確認書	事業年度 (第111期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月28日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第111期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月28日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及びその確認書	第112期 第1四半期報告書	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	2023年8月10日 関東財務局長に提出。
	第112期 第2四半期報告書	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日	2023年11月14日 関東財務局長に提出。
	第112期 第3四半期報告書	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月14日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (株主総会における議決権行使の結果)		2023年6月30日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書(代表取締役の異動)		2024年3月26日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権 発行		2023年8月28日 関東財務局長に提出。
(6) 有価証券届出書の 訂正届出書	2023年8月28日提出の有価証券届出書に係る 訂正届出書		2023年9月14日 関東財務局長に提出。
(7) 訂正発行登録書(社債)	2022年12月26日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書		2023年6月30日 関東財務局長に提出。
	同上		2024年3月26日 関東財務局長に提出。
(8) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			2023年7月7日 関東財務局長に提出 2023年9月1日 関東財務局長に提出。 2023年10月13日 関東財務局長に提出。 2023年11月28日 関東財務局長に提出。 2024年3月1日 関東財務局長に提出。 2024年5月24日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月26日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

持分法適用関連会社株式に含まれるのれんの評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、「当社」）の当連結会計年度末における連結貸借対照表には、投資有価証券51,781百万円が計上されており、この中には、株式会社お金のデザイン（以下、「同社」）に関する関連会社株式2,729百万円が含まれている。連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、投資有価証券には、2,667百万円の同社を含めた持分法適用関連会社に関するのれんが含まれている。</p> <p>連結財務諸表等の注記事項「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、投資持分を取得した時点において関連会社が保有していた資産及び負債の時価を基礎とする取得原価の配分額と取得原価との差額は、のれんとして関連会社投資に含めて認識されている。当該のれんは、必要な場合、減損処理が行われ、その減損処理額は持分法による投資利益（又は損失）として計上される。</p> <p>同社に関する関連会社株式に含まれるのれんの減損テストにおける将来キャッシュ・フローは、運用資産残高等に関する仮定を基に見積られるが、当該見積りには将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含んでいる。また、同社の事業を取り巻く環境変化等を受けて、当連結会計年度において、将来の事業計画の見直しが行われている。そのため、将来キャッシュ・フローの見積りには高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、同社に関する関連会社株式に含まれるのれんの評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社お金のデザインののれんの評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 のれんの評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価においては、同社に対する重要な影響力の行使に関する取締役会における意思決定及びのれんの評価に用いられた同社の事業計画の分析に係る内部統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) のれんの評価の妥当性の検討 同社の事業計画で見込まれている、運用資産残高等から生じる運用受託報酬等の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討を含む、のれんの評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同社の事業計画の前提となっている、当社の同社に対する出資、人事、資金、取引等の関係における計画について、経営者への質問並びに取締役会における議事の内容の質問及び資料の閲覧により確認し、同社の事業計画の実現可能性を評価した。 同社の事業計画で見込まれている将来キャッシュ・フローについて、見直し前の事業計画における予測値と過去実績値を比較した分析を実施するとともに、見直し後の事業計画に運用資産残高等に関する仮定についての予実の乖離が反映されているかどうかを検討することにより、将来キャッシュ・フローの見積りにおける不確実性に対処されているかどうかを評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第112期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、「当社」）の当事業年度末における貸借対照表には、関係会社株式99,543百万円が計上されている。この関係会社株式のうち、財務諸表等の注記事項「有価証券関係」に記載されている関連会社株式10,316百万円については、市場価格がない有価証券であり、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を履行した、投資運用業を営む株式会社お金のデザイン（以下、「同社」）に関する関係会社株式5,546百万円が含まれている。</p> <p>関係会社株式は財務諸表等の注記事項「重要な会計方針 1 重要な資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、移動平均法に基づく原価法で貸借対照表に計上される。</p> <p>同社を含め超過収益力や経営権等を反映して投資を履行した会社に関する株式については、減損処理を行うかどうかの検討を行う必要があり、その際に、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないかとの観点から検討が行われている。その検討は、将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて行われている。また、同社の事業を取り巻く環境変化等を受けて、当事業年度において、将来の事業計画の見直しが行われている。そのため、将来キャッシュ・フローの見積りには高い不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、同社に関する関係会社株式の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社お金のデザインの関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 関係会社株式の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価においては、同社に対する重要な影響力の行使に関する取締役会における意思決定及び関係会社株式の評価に用いられた同社の事業計画の分析に係る内部統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 関係会社株式の評価の妥当性の検討 同社の事業計画で見込まれている、運用資産残高等から生じる運用受託報酬等の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討を含む、関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同社の事業計画の前提となっている、当社の同社に対する出資、人事、資金、取引等の関係における計画について、経営者への質問並びに取締役会における議事の内容の質問及び資料の閲覧により確認し、同社の事業計画の実現可能性を評価した。 同社の事業計画で見込まれている将来キャッシュ・フローについて、見直し前の事業計画における予測値と過去実績値を比較した分析を実施するとともに、見直し後の事業計画に運用資産残高等に関する仮定についての予実の乖離が反映されているかどうかを検討することにより、将来キャッシュ・フローの見積りにおける不確実性に対処されているかどうかを評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。